

総務文教委員会記録

○開催日時

令和4年3月14日 午前10時～午後4時51分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 中 島 由美子
副委員長 屋 久 弘 文
委員 川 添 公 貴
委員 新 原 春 二
委員 森 永 靖 子

委員 徳 永 武 次
委員 坂 口 健 太
委員 山 元 剛
委員 山 中 真由美

○その他の議員

議員 成 川 幸太郎
議員 犬 井 美 香

議員 坂 口 正 幸

○説明のための出席者

総 務 部 長 田 代 健 一
総 務 課 長 橋 口 堅
秘 書 室 長 山 元 一 将
文 書 法 制 室 長 久 米 道 秋
財 政 課 長 鬼 塚 雅 之
財産活用推進課長 奥 平 幸 己
税 務 課 長 佐 多 誠 一
収 納 課 長 山 口 隆 雄
契 約 検 査 課 長 園 田 克 朗
危 機 管 理 監 佐 多 孝 一
防 災 安 全 課 長 堂 元 光 信
原子力安全対策室長 祁答院 欣 尚

企 画 政 策 部 長 古 川 英 利
企 画 政 策 部 次 長 上 戸 理 志
企 画 政 策 部 次 長 古 川 誠
企 画 政 策 課 長 下 門 隆 嗣
課 長 代 理 樋 口 武 士
政策グループ長 早 瀬 孝 一

会 計 課 長 西 元 哲 郎

教 育 部 長 上大迫 修
教 育 総 務 課 長 大 濱 浩 一
学 校 教 育 課 長 玉 利 勝 美
主 幹 吉 永 義 郎
社 会 教 育 課 長 松 田 啓 美
文 化 課 長 堀 切 良 一
少年自然の家所長 南 竜 治
中 央 図 書 館 長 尾 寄 菊 一

選挙管理委員会事務局長 坂 元 久 徳

監 査 事 務 局 長 茶 圓 勝 久
公平委員会事務局長

○事務局職員

事 務 局 長 道 場 益 男
議 事 調 査 課 長 川 畑 央

課 長 代 理 前 門 宏 之
主幹兼議事グループ員 上 川 雄 之

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第 3 9 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課
	(中 央 公 民 館)
	中 央 図 書 館
	少 年 自 然 の 家
	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第 1 8 号 薩摩川内市川内歴史資料館条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第 1 9 号 薩摩川内市入来文化ホール・サンフラワーいりきの指定管理者の指定について 議案第 3 9 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第 1 3 号 薩摩川内市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び薩摩川内市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 9 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	総 務 課
議案第 3 9 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	秘 書 室
議案第 1 4 号 薩摩川内市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 1 5 号 薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 9 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第 1 6 号 薩摩川内市補助金等基本条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 9 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第 3 9 号 令和 4 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
	税 務 課
	収 納 課
	契 約 検 査 課
	防 災 安 全 課
	原子力安全対策室
	選挙管理委員会事務局
	会 計 課
	公平委員会事務局 監 査 事 務 局 企 画 政 策 課

△開 会

○委員長（中島由美子）では、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日と1日空けてあさっての2日間の審査を予定しておりますが、お手元の審査日程により審査を進めることとし、本日は可能な限り審査を進め、進捗状況により後ほど判断したいと考えております。ついては、そのように審査を進めることで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めてまいります。

傍聴の取扱いについて申し上げます。今のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△社会教育課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、社会教育課の審査に入ります。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、議案第39号令和4年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（松田啓美）まず、歳出予算について御説明いたしますので、予算調書の243ページを御覧ください。

上段、社会教育管理費は、前年度に対して1,415万円の減額となっておりますが、これは一般職が17人から16人へと減少したことに伴うものです。

次に、下段、社会教育振興費は、前年度とほぼ同内容の予算計上となっております。

244ページを御覧ください。

上段、青少年対策費は、前年度に対して351万1,000円の増額となっておりますが、これは隔年で子どもたちを北海道ニセコ町に派遣している青少年フレッシュ体験事業業務委託を計上したことに伴うものです。

次に、下段、中央公民館費は、前年度に対して1,020万1,000円の増額となっております

が、これは中央公民館・中央図書館空調改修工事設計業務委託を計上したことに伴うものです。

245ページを御覧ください。

地域公民館費は、前年度に対して1,145万8,000円の増額となっておりますが、これは上甕公民館屋根防水改修等工事設計委託、入来公民館出窓改修工事など、各地域の公民館の改修工事等を計上したことに伴うものです。

続いて、歳入について御説明いたしますので、調書の80ページを御覧ください。

上から7行目、自動販売機設置に係る土地建物貸付収入は、前年度に対して4万7,000円の減額となっておりますが、これは令和3年度からの新たな入札による契約に基づくものであります。

次に、下から2行目の青少年フレッシュ体験事業参加負担金に係る雑入は、前年度に対して62万5,000円の増額となっておりますが、先ほど歳出でも御説明いたしましたとおり、隔年実施となる子どもたちの北海道ニセコ町への派遣に伴う参加負担金の計上に伴うものです。

その他の歳入は、前年度とほぼ同内容の予算計上となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）1点だけ質問させていただきます。

予算概要の142ページに、「親の育ちが子の育ち」推進事業というのがあると思いますが、家庭学級各学校に開設されていると思いますが、どのくらいの割合で保護者が学級生になっているのかと、もう1点が参加していない層への働きかけというのが大事なんじゃないかと思いますが、学級生以外の学びの場や情報伝達をどのように現状しているのかという2点をお尋ねいたします。

○社会教育課長（松田啓美）一応、家庭教育学級につきましては、各幼稚園、小学校、中学校全てでつくるといっていただいているところです。

保護者の加入割合という数字についてはちょっと押さえておりません。

それと、できるだけ多くの方に参加していただきたいということで、それぞれの幼・小・中の家

庭教育学級で講演会であったりとか、それぞれ様々な催しを計画して、できるだけ多くの方に参加をしていただくというふうな取組をしていただいているところです。

○委員（屋久弘文） 確認ですけど、その参加していない層への働きかけというのは、特別にはやっていないんですかね。その一連の流れの中で、そういう人たちにも声をかける場面はあっても、そういう人たちだけを対象とした働きかけというのはやっているのか、やっていないのか。

○社会教育課長（松田啓美） 学校によっては、参加されない保護者に来ていただくことだけではなくて、学校のほうから家庭のほうへ出かけていって働きかけをするという例もあるというふうに聞いております。

○委員（川添公貴） まず二点お伺いしたいと思いますが、4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられるわけなんですけど、今の142ページの青少年対策事業費の中で成人式開催事業費として計上されているんですけど、成人式としてどのような形で計画されるのかどうか。

まだ、二十歳を祝う会とか、はたちを集う会とか、いろんな名称等があるんですけど、ここは成人式で書いてあるんで、ちょっと形を変えてやられるんだろうと思うんですけど、その詳細について説明をお願いしたい。

2点目です。子ども育成会の補助金が110万円に、20万円昨年から減額になっているんですけど、補助金の審査委員会でしたっけ。補助金の内容を審査する中で、評価の欄で現状維持という評価を出してあるわけなんですけど、なぜ20万円減ったのか。

以上、二点よろしく申し上げます。

○社会教育課長（松田啓美） 予算書のほうに成人式と書いてありますのは、ちょっと予算編成の時期には、まだ正式な名称が決まっていなかったというのが一つの理由であります。

総務文教委員会にも以前報告しておりますけれども、確かに本年4月以降は、18歳をもって成人とするという民法の改正があるんですけども、薩摩川内市としては、今までとおりの満20歳を迎える子どもたちを祝うということでやる予定としております。新たな名称につきましては、現在、決裁を受けている途中でございます。

それと、もう一点、市子連の補助金の関係ですが、けれども、なかなか、ここ二、三年、コロナ禍で活動がままならないというふうな状況があります。社会教育課所管では、五つの団体に補助金を交付しておりますけれども、どうしても活動ができなかったということで予算どおりの申請額をしたけれども、実績で大幅に返納する団体、あるいは、例年どおり当初予算がついていたけれども、ちょっと活動が見込めないということで、当初の申請から自ら減額して申請される団体などもあります。

御質問のありました市子連に関しましては、なかなかやはり活動ができなかったということで、繰越金が非常に多いという状況もありまして、令和4年度の当初について、そこで調整をさせていただいたということになっております。

○委員（川添公貴） 成人式については理解しました。二十歳で成人を祝う会ということで、詳細がやはりきちっと当初予算が額計上される段階では、具体的な詳細を決めて予算編成すべきだと思うんで、そこ辺をきちっとまた今日の段階では難しいでしょうから、また、後ほど委員会等でお知らせいただければ。

それから、いろんな補助金に関して、全体的なことなんですけど、総体的にここ2年活動がされていなくて、私が参加させていただいている団体でも相当数の団体が補助金返納という形をとったんですが、この子ども会についても、たしか補助金は必要経費等々を換算して協議の上に返納したと思うんですよね。

なおかつ繰越しがあるということなんで、それで減らしたって、まあまあそういう形なんですけど、じゃ補助金その審査委員会かなんか知らないですけど、そこが出した現状維持という考え方に基づくと、いかなもんかなという思いがあります。そこ辺もう一回。

それから、次年度に今年度費消して、次年度については、じゃ値上げをしてもらえるのかということ。元に返してもらえるのか。ここは特別な事情で減らされているんで、じゃ元に返すのっていうのを確約できれば、別段問題ないんですけど、それができるのかということをまずお答えいただきたい。

○社会教育課長（松田啓美） まず最初の御質問ですけども、その補助金評価委員会だと思う

んですけども、そちらのほうでは、その補助金が適正な補助金なのかどうかという広い視野で見た評価になっていると思います。

一方、こちらの当初予算等については、もうちょっと細かいところといいますか、詳細な形をとるような形になっています。

具体的な話をしますと、令和2年度の決算を見たときに、市の補助金が市子連に対して60万円出ておりますけれども、繰越金が76万8,000円あったということで、やっぱり繰越金が多いなということはちょっと感じていたところです。そういったことで、今回、調整をさせていただいたということになります。

それから、これはあくまで、このコロナ禍の中での状況によって生じた措置ですので、令和5年度について、今ここで元に戻しますよという確約はできませんけれども、令和4年度の事業の実施状況を見ながら、また、令和5年については判断していくということになると思います。

○委員（川添公貴） 総務部長、財政課は来ちゃーんと。確約が欲しいんだけど。

○総務部長（田代健一） 予算編成全般に関することですので、私のほうでお答えさせていただきます。

補助金につきましては、毎年度、当初予算の予算編成の中で審議をいたしますので、この場で確約ということはできませんけれども、制度的なもので申し上げますと、今、主管課長からございましたように、その補助金の是非についての判断というのは、今回はいたしておりませんで、あくまでも新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業ができないことによる執行残等が多かったという事情を考慮して、所管団体のほうの繰越金の状況を見て予算措置したものでございますので、そういう状況がなくなれば、当然に復元するものと理解しております。

○委員（川添公貴） 切り取って理解したいと思うんですけど、復元するということで理解したいと思います。

考え方は、当初、課長がおっしゃったように、余った部分については返したわけですね。令和4年度の予算というのは、令和4年度に活動する予算を計上しているんで、ですね。過去の分をやるのではなくて、次の活動する予算を組むわけ

なんで、正直言って、これちょっと予算組めなかったもんで、4年度。

それで、私のほうが悪いんでしょうけど、繰越しをちょっと多めに出してしまったような形になったんですけど、実際計上してみたら、四十何万円しか繰り越していないんで、まあまあいいとして、まあまあ確約をもらったんでよしとしましょう。

○委員（徳永武次） 屋久委員ともちょっと重複になると思うんですけど、先ほど課長が、家庭教育学級の各学校での開催とか、その辺がなかなか統計がとられていないようなことを言われましたんですけど、前回私が質問したときには、きちっと出してもらったんですよ、学級内容とか、その開催内容とか、参加人員とか、そういうものを出してもらった覚えがあります。

それは、また前回、委員長、すみませんが、次の委員会に出してもらうようお願いしておきたいと思います。

それと、ちょっと私もあれなんですけど、家庭教育学級と子育てサロン開設、年間50回で、これはどこがどう違うんですかね。ちょっと教えてください。

○社会教育課長（松田啓美） まず、最初の御質問で、先ほど屋久議員の質問に対してお答えできなかったのが、その加入割合が分からないということでありまして、受講者数というのは、令和2年度でよろしければ、全部で201回の5,102人（○ページの発言により訂正済み）受講していच्छいます。

それと、家庭教育学級と子どもサロンの違いということですけども、家庭教育学級というのは、幼稚園、小学校、中学校、それぞれの学校等での、学校を舞台にして家庭教育を実践していくところでありまして、子育てサロンというのは、子育て中のお母さんをサポートするために中央公民館のほうで毎週水曜日に子どもさんとお母さん、保護者の方を呼んで、そして、1回2時間様々な悩みを聞いたりとか、アドバイスをしたりとか、子育てサポーターというのがありますので、そちらの方々がそういったお手伝いをするというふうなサロンとなっております。

○委員（徳永武次） ちょっと少ないですね。だから、本当今はどっちかと言うと、我々が見ている限りは、やっぱり家庭の環境ちゅうのが非常に

大事な、子育てには物すごく大事だと思うんですよ。だから、そこらあたりには、やっぱり今後何とか社会教育課のほうで動いていただいて、できるだけ参加していただくような制度じゃないですけど、学校に対しての協力関係、それから、PTAに対しての協力関係をもう少し、せっかく予算を使ってやるわけですから、生かした予算の使い方をしていただくように、お願いしておきたいと思います。

○社会教育課長（松田啓美） 申し訳ありません。先ほどの発言を訂正させてください。家庭教育学級の実績が令和2年度は201回の5,102名でした。（○ページで訂正済み）失礼いたしました。

ただ、これは、例えば、令和元年度でそれ451回の1万4,963人ですので、やはりどうしてもコロナによって開催ができない状況が続いているということでございます。

○委員（徳永武次） じゃコロナのせいで分かりました。でも非常にもうずっと大事なことです、これは。ぜひ何とかこの予算をもう少し上げてもいいと思いますので、できるだけ家庭の子育てをしっかりとやって努めていただくようお願いしておきます。

○委員（川添公貴） ニセコの交流事業なんですけど、今年に行く番ですよ、予算。大体事業内容はどのような内容で今年は計画されているんでしょうかね、令和4年度は。

○社会教育課長（松田啓美） 具体的な内容につきましては、まだ今からニセコ町と打ち合わせをしていかなければならないので、令和4年の詳細な内容というのは、今ここで申し上げることはできませんけれども、ニセコというのは、御存じのとおり、世界的なスキーのレジャー地帯といいますか、有名なスキー場が、公式のスキー場がたくさんあるところです。

一方、ニセコ町そのものは海がない町でありまして、ニセコの子どもたちが薩摩川内に来ると、甌に行ったりとか、そういうニセコでは体験できないことをやっております。ですので、ニセコから子どもたちが来るのは夏場に来られる場合が多いです。

こちらから派遣するのは冬場で、なかなか鹿児島の子どもたちですので、もう雪にダイブして埋

もれるとか、そんな体験なかなかできないんですけども、北海道のさらさらとした雪をそういった時期に体験するようなプログラムを組んで、あと当然、子どもたち同士の交流活動もいたしますので、そういったことを中心に今後ニセコ町と打ち合わせをしながら事業を組み立てていきたいと思っております。

○委員（川添公貴） 今の内容については、例年そういう考えでやっていらっしゃる、そこは理解しているんで、令和4年度に対して、何人ぐらいの規模でどれぐらいの日数で、多分2月か冬休みかどっちかだろうと思うんで、何にも決まっていなくて予算要求するというのは、甚だおかしいですよ、その説明は。だから、ある程度概算が決まって、この概算の予算案が出ているんで。

だから、何でもかという、たくさん子どもたちを行ってほしいという思いがあるわけですよ。市内の中でどういう範囲からの子どもたちを集めて連れていくのかとか、やっぱりそういうのを知っておかないとですよ。

結論先に言いますね。たくさん連れて行ってほしいっていう思いがあるんで聞くだけのことで、悪いとかじゃなくて、こういう交流はしてほしいことはしてほしいんですけど、そこ辺もだから数字が分かれば、先に結論言いますけど、多分20人前後だと思うんで、30人程度とか40人程度とか増やせるようなやっていただきたいと思うんですよ。

まあまあ結論先に言いましたけど、そこ辺、ちょっとお聞かせいただけませんでしょうか。

○社会教育課長（松田啓美） 一応、子どもたちを25人派遣する予定です。それに随員の職員が5人、ですので合計30名の団体で行くことにしております。日程が3泊4日ということで、それで、これは、事業者へ委託をして行うことになっておりますので、そういった内容での見積りをとった上で予算を計上したということになっております。

○委員（森永靖子） 質問ではないんですが、先ほど川添委員のほうからも言われました女性団体のほうも10万円返納もしました。やはり女性団体という、その男女共同参画の時代に女性団体という協議会が必要なのかという声も聞きましたけれども、どうしてそういう声が出るのかなというふ

うに思うところです。

とりあえず10万円返納金という形じゃなくて、事業ができなかったの、事業費の中から返しますよというふうにしました。

予算については、もしかしたらできるかもしれないね、令和4年度はということで、そのまんま計画を立てて75万円頂いておりますので、その範囲でやっていきたいということです。

一応、意見です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（中島由美子）次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（尾寄菊一）まず、令和4年度一般会計予算の歳出について御説明をいたします。

予算調書の252ページを御覧ください。

上段、図書館管理費は、前年度より1,556万8,000円の増額となっており、その主なものは、新規事業であります電子図書館サービス導入に伴う初期導入費、クラウド利用料及び電子書籍費用の経費891万円、年次的改修

を行っている中央図書館照明器具改修工事、3階女子トイレ改修工事が主なものでございます。

新規事業の内容につきましては、事業概要の149ページの上段に記載してありますので御覧ください。

詳細の内容説明については、最後に総務文教委員会資料で説明をさせていただきます。

次に、下段、視聴覚ライブラリー費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

続いて、歳入でございます。

予算調書の84ページを御覧ください。

内容、金額とも前年度と同内容の予算計上となっております。新規事業の電子図書館サービス導入事業について、総務文教委員会資料で説明をさせていただきます。

資料の10ページを御覧ください。

電子図書館サービス導入事業は、24時間365日いつでもどこでも本を借りることができ、読むのはスマホやパソコン上であるため、期限が来たら出向かなくても自動的に返却される。こんな便利な電子図書館がコロナ禍で注目され、導入が進んでおります。

感染症対策等に対応し、図書館サービスの提供の継続と、更なる利便性の向上のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電子図書館サービスを導入したいと考えております。

それでは、資料に基づき説明いたします。

1の電子図書館とは、電子書籍をインターネット経由で貸出し・返却・予約・閲覧できるサービスのことであります。

2の導入するメリットについて。

まず、利用者にとってのメリットですが、いつでも、どこにいても、インターネットを通じて電子書籍の利用ができ、音声読み上げ、文字拡大機能等によって読書困難者や高齢者の方も利用できます。

また、子育てや介護などをされている方、身体的に、また、図書館が遠い方など、図書館に出向くことが困難な方々が気軽に利用できるといったメリットがございます。

図書館にとってのメリットとしましては、スタッフ職員による貸出し・返却・督促といった業務は不要となります。安全なクラウドサービスのた

め、システム運用の労力や費用の軽減が図られますし、汚破損や紛失の心配もありません。

3の導入予算ですが、令和4年度の予算額は891万円で、これは初期導入費、月額クラウド利用料、そして、2,000タイトルほどの電子書籍費用で、初年度必要な経費となります。

4の運用基準等についてですが、薩摩川内市立図書館利用者カードをお持ちの方が電子図書館の利用ができます。したがって、図書館利用者カードをお持ちでない方は、利用者カードの登録が必要となります。

参考までに、図書館利用者カードは、現在約7万3,000枚の発行となっております。また、電子図書館を利用するには、パソコンやスマホで薩摩川内市電子図書館のサイトを検索し、利用者IDに図書館利用者カードの番号をパスワードに生年月日、西暦から8桁の数字を入力してログインしたら利用ができます。お一人2冊まで14日間借りることができ、予約は2冊まで、置き置き期間は5日間とするなどの運用で実施したいと考えております。

5の導入スケジュールですが、4月になりましたら早急に業者選定を行い、契約をしたいと考えております。その後、4月から6月で電子書籍の選書、薩摩川内市電子図書館のサイトを構築をして、7月をめどに広報紙等で市民への周知を図り、8月には運用開始というスケジュールを予定しております。

次に、11ページの中ほどから電子書籍等の現状について記載してありますので、御覧いただきたいと思います。

最後に、他自治体の導入状況ですが、1月1日現在で全国1,788自治体のうち272自治体が導入済みでございます。参考までに、この導入済み自治体数に含まれておりませんが、報道等で御案内のとおり、鹿児島市が県内初で本年2月2日に運用開始されております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御審議願います。

○委員（坂口健太）今、電子図書館サービスの件について御説明をいただいたかと思っておりますけれども、電子書籍の費用として令和4年度の当初予算についても、5年度の以降の見込みに

ついても御説明いただいたかと思っておりますが、こちら今想定、これから業者選定等も行われると思うんですけれども、このコンテンツについては買取りを想定されているのか、あるいは2年間なら2年間という期限があるレンタルのコンテンツ等を検討されておられるのかというのを説明を願いたいのと、もう一つ、全国の電子図書館では、いわゆるオーディオブックと言われるような、作業をしながらでも耳で、目が見えなくて耳で聞取りができるようなことができるコンテンツを提供している電子図書館もございます。こういったものの導入は検討されていないのか、2点お答えをお願いします。

○中央図書館長（尾崎菊一）電子書籍には、買い切りのライセンス販売型と回数制限タイプの期間限定型がございます。予算では、2,000タイトルとしておりますが、電子書籍の購入予算を有効に使うために買い直しのないライセンス販売型を主に、選書、購入したいというふうに考えております。

ライセンス販売型のみ購入した場合は、平均4,000円ですので、1,700タイトルぐらいは購入できるのかなというふうに思っております。

電子書籍の選書につきましては、貸出しランキング表というのがございますので、それを基に選定していきたいというふうには思っていますので、動く動画のもございますし、音が出たりするものもございますので、先ほど言われたことについても、これから検討していくんですけど、市民が求めるジャンルをいろいろ検討しながら、そして、予算の範囲内で購入していきたいというふうに思っています。

○委員（坂口健太）ありがとうございます。

ちょっとオーディオブックの件についても、ちょっと軽く御答弁いただいたかと思うんですけれども、電子図書館で、いつでもどこでも新たな形で利用をできるサービスを開始するということですので、そういったオーディオブック等を新たな形でできる、提供できるコンテンツについても充実を図られますようお願いいたしまして、意見、要望とさせていただきます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きた

と認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（中島由美子）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）歳出のほうから説明いたします。

予算調書の251ページを御覧ください。

少年自然の家管理費は、人件費及び施設の維持管理に係る経費1億1,021万3,000円です。その主な内容は、委員等の報酬や職員給与、光熱水費等です。

委託料につきましては、清掃業務、施設設備の整備業務、浄化槽維持管理等計15件分の経費でございます。

また、備品購入費の主なものは、食堂厨房内の食器消毒保管庫の経費143万3,000円等でございます。

次に、下段の少年自然の家事業費は、夏・冬のアドベンチャー事業や、こどもの日フェスタなどの主催事業に係る経費です。

次に、歳入について説明いたします。

予算調書の83ページを御覧ください。

15款1項7目4節社会教育使用料は、少年自然の家使用料及び行政財産使用料で、内容としましては、電柱使用料、N T T ドコモ携帯電話基地局、自動販売機設置に伴う使用料です。

また、22款5項4目雑入につきましては、私用の電話料、夏・冬のアドベンチャー事業等の参加実費徴収金、食堂や自動販売機の電気料実費徴収金、コピー代実費収入金等でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森永靖子）食堂の件ですが、何人ぐらい利用されたのか。1回の食料費のお代は幾らぐらいを見積もっておられるんですか。

○少年自然の家所長（南 竜治）分かる範囲でお答えさせていただきます。

コロナ禍の影響で、令和2年度、3年度と利用者は非常に減少しておりまして、特に、食堂利用という場合は、宿泊を伴う活動というふうになります。各学校等におきましても、ちょっとキャンセルや期間の短縮等ございました。その中で食堂の利用が、令和2年度の分からきちっと数字が出ております。

食数で申し上げますと6,328食、これが年間で7,300食ほどでございます。人数じゃございません。食数でお答えして申し訳ないんですが、それぐらいでございます。

料金につきましては、1日で1,600円ほどでございます。朝、昼、晩の合計で。それぐらいでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（中島由美子）次は、教育総務課及

び学校教育課の審査に入ります。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）まず、歳出について説明いたしますので、予算調書の224ページをお開きください。

上段の教育委員会費は、教育委員会の運営に係る経費で、下段の事務局管理費は、事務局職員の人件費、学校のごみ収集等に係る経費を、225ページ上段の奨学育英事業費は奨学資金給付等に係る経費で、下段の教育育成費は、離島高校生修学支援事業に係る経費の予算計上上で、いずれも前年度と同内容の予算計上となっております。

226ページをお開きください。

上段の漁村留学制度事業費は、ウミネコ留学制度に係る経費で、下段は教職員住宅の管理経費で、227ページ上段の小学校管理費は小学校及び義務教育学校の管理・維持に係る経費で、下段及び次の228ページ上段は教材備品に係る経費であります。

下段の小学校扶助費は、スクールバス運行业務や就学援助に係る経費の予算で、これらも前年度と同内容の予算計上となっております。

229ページを御覧ください。

上段の小学校近代教育設備費は、学校配置パソコンや周辺機器等の維持・更新に係る経費で、統合型校務支援システム導入事業の新規計上により8,556万2,000円の増額となっております。

ここで、校務支援システムの事業概要を説明します。

別冊となっております総務文教委員会資料を御準備ください。

総務文教委員会資料の2ページになります。

まず、1の目的は、文部科学省策定の教育のICT化に向けた環境整備計画に位置づけられたこのシステムを整備し、学校での公務における業務負担を軽減し、教職員が児童生徒と向き合う時間を増やし、教育の質の向上を図るものであります。

2の事業概要は、校務の支援及びグループウェアのシステムの導入と、各学校内及び市役所庁舎

のネットワーク構築となります。

なお、校務支援は、成績処理・出席管理・時数管理等の教務系と指導要録等の学籍系等を支援するシステムで、グループウェアは、出退勤時刻管理、スケジュール管理、周知、連絡機能、調査・配布物管理等からなるシステムとなります。

3の事業箇所は、市内の小・中・義務教育学校全ての37校及び教育委員会事務局内であります。

事業費は、小学校費と中学校費を合わせたの金額で、財源に電源立地地域対策交付金の活用を予定しております。

5の導入効果であります。文部科学省資料によりますと、一日一人当たりの平均業務時間が80分から100分程度の削減が実証されているところであります。

最後に、6の本稼働までの導入スケジュールであります。本年12月までにシステムの構築・器機設定を行い、令和5年1月より操作研修等の準備を始め、来年度令和5年度からの本稼働を予定しております。

以上で、校務支援システムの説明を終わります。

引き続き、予算調書での説明に戻ります。

予算調書の229ページを御覧ください。

下段の小学校諸施設整備事業費は、約7,800万円の減額であります。これは、前年度の隈之城小学校舎外壁等改修工事の終了によるもので、令和4年度は特別教室の空調整備や可愛小学校の校舎外壁等改修の設計業務委託を、新たに計上しております。

事業概要の137ページにも説明を記載しておりますので、御確認ください。

次の、230ページ上段の中学校管理費から、232ページ下段の中学校諸施設整備事業費につきましては、小学校費と同内容の予算計上となっております。

233ページをお開きください。

上段の幼稚園管理費は幼稚園の管理・維持に係る経費を、下段の幼稚園扶助費はスクールバス運行业務等に係る経費で、次の234ページ上段の幼稚園諸施設整備事業費及び下段の現年公共文教施設災害復旧事業費までは、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、歳入予算を説明します。

77ページをお開きください。

歳入につきましては、令和3年度事業の隈之城小学校舎外壁等改修の終了により、国庫であります学校施設環境改善交付金が約2,500万円の減額となりますが、15款教育使用料から、次の78ページの22款諸収入まで、前年度と同内容の予算計上となっております。

○学校教育課長（玉利勝美） まず、歳出予算について説明しますので、予算調書235ページをお開きください。

上段の教育指導費は、授業改善を図るための教職員への教育指導等の実施に係る経費と、新たに令和4年度から取り組む新規事業「魅力ある学校づくり調査研究事業」に係る経費111万7,000円を含み計上しております。

ここで、「魅力ある学校づくり調査研究事業」について説明しますので、総務文教委員会資料3ページをお開きください。

本事業は、文部科学省所轄機関である国立教育政策研究所が、平成22年度から展開しております「不登校の未然防止」を推進する事業で、委託を受けた都道府県が市町村を選定し、その市町村が指定した中学校区の各学校が不登校対策の取組の実践を行うものであります。

本県におきましては、既に始良市、志布志市、霧島市等で研究・実践がなされております。

本事業において学校が取り組むことは、自立支援、初期対応といった個別の支援ではなく、集団への関わりを通して、未然防止の取組を特化し、学校や学級を全ての児童・生徒にとって落ち着ける場所にする心の居場所づくりや、児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会がある絆づくりの場となる学校づくりを目指していくこととしていきます。

教育委員会としまして、本市の課題であります不登校の減少に向け、令和4年度から本事業を、川内北中学校を拠点校として、川内北中学校区内の3小学校、亀山小学校、可愛小学校、育英小学校とも連携を図り、中学校区全体での取組としていきたいと考えています。

さらに、令和5年度以降、本事業の研究成果を基に、実践内容を他の中学校区にも還元し、市内全体での取組に広げていきたいと考えています。

なお、今回、研究・実践にあたる期間は、令和

4年度の1年間としており、それに伴う予算は資料に掲載してあるとおりとなっております。

次のページは、参考として検討中の資料であります。この魅力ある学校づくりの事業を、不登校対策にとどめることなく、本市の全ての学校が、魅力ある学校となるよう取り組んでいく視点をまとめたものですので、御参照ください。

以上で、本事業についての説明を終わります。

それでは、再度、予算調書にお戻りいただき、235ページをお開きください。

下段の教育研修費は、教職員の研修補助等の経費で、前年度と同内容の予算計上となっております。

次の236ページをお開きください。

上段の教育育成費は、社会科見学のバス借上げや特別支援教育支援員報酬、英語検定料等に係る経費で、支援員の増員及び検定料の単価改正により増額しております。

下段の教育派遣費は、ALT7人に係る経費の予算計上となっております。

237ページをお開きください。

上段の教育研究費は学校運営協議会・研究公開等に係る経費で、下段の心の教室相談員配置事業費は、心の教室相談員の報酬で前年度と同内容の予算計上となっております。

238ページをお開きください。

上段の子どものサポート体制整備事業費では適応指導教室、スマイルルームのことですが、指導員の体制を強化するために増額し、下段の薩摩川内元気塾事業費は事業縮小による減額となっております。

239ページをお開きください。

上段の小中一貫教育推進事業費は、EST及び小中一貫交流活動用のバス借上げ料等の経費で、ESTの派遣時数の見直しによる減額となっております。

下段、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、スクールソーシャルワーカーの報酬に係る経費で、スクールソーシャルワーカーを一人増員した経費を計上しております。

240ページをお開きください。

上段の学校保健体育運営管理費は、健康管理に係る経費や部活動における各種大会の参加等補助に係る経費で、下段の日本スポーツ振興センター

共済給付事業費は、幼児・児童生徒に係る災害共済給付金に係る経費を計上し、前年度と同内容の予算計上となっております。

241 ページをお開きください。

上段の各種大会運営費は小学校綱引競技大会に係る経費で、下段の幼稚園扶助費は甌島区域での預かり保育に係る経費等で、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、242 ページをお開きください。

上段の給食センター管理費は学校給食センター5施設の職員人件費及び管理運営に係る経費で、下段の給食センター施設設備整備費は施設及び設備の更新・整備に係る予算の計上で、前年度と同内容の予算計上となっております。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算を説明いたしますので、79 ページをお開きください。

14 款 2 項 3 目教育負担金及び15 款 1 項 7 目教育使用料は、前年度と同内容で同規模の予算計上となっております。

16 款 2 項 8 目教育費補助金は、GIGA スクールサポーターに係る国庫補助金を新たに計上し、その他の歳入は前年度の同内容の予算計上となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（徳永武次）統合型校務支援システムの導入、これ非常にいいと思うんですけど、この中で削減された時間で保護者、地域に対する効果という部分で、学校、保護者との連絡充実はよく分かるんですけど、地域対応の充実、ここはどんな例が挙がっているんですか。

○教育総務課長（大濱浩一）国のほうから、この導入に対しまして手引きといいますか、資料が出されております。その資料の中で外部、または保護者等に関連する効果として挙げられているものの中に、例えば災害とか台風とかのときに、電話の連絡網等あるいは学校の前にお知らせの、今日は学校は台風で休みですっていうお知らせの張り紙をしている対応されているところも中にはあるようですが、このシステムを導入することにより、そういった連絡、今までの電話による連絡網とは変わるメールによる連絡、周知も活用でき

るという例が挙げられております。

また、このシステムを入れること、導入することによりまして、今まで紙ベースでいろいろな地域の方等とのこれまでの記録、経過等に対応していたものが、データとして学校で従事する先生方が同じ目線で、システムで見れますので情報の共有が図られる。そして、また同じ目線で、地域、保護者の方に対応ができるという効果等が挙げられているところです。

○委員（徳永武次）例えば今書面でという、紙、ペーパーでという形で学校だよりとかああいうのが、よく学校から来ますよね。そういうのも入るということですかね。すみません。後で個人的に聞きに行きます。よろしくお願いします、

○委員長（中島由美子）そうしてください。ほかにありませんか。

○委員（屋久弘文）二点確認です。さっきの予算調書でALTは7人って言われたような気がするんだけど、4人って書いてあるんだけど、そこは実際のところどっちかというのと、もう一点、学校医、園医、薬剤師等の報酬というのを計上されていますけど、何となくは分かりますけど、さっき延べで校医が154人、薬剤師が34人という説明をされましたけども、その報酬に内訳と、具体的に分かっているようで分かっていない、業務内容というのはどういう内容なのかというのをお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（玉利勝美）まず初めにALTの委託の件ですけれども、この中にはいわゆる雇用形態としてジェットプログラムに関する雇用という方での4人、それから民間委託という形でのインターラックを通じた派遣の3人の合計の7人というふうになっております。

それから、2点目の学校医の件ですけれども、具体的には学校医の方々、内科の先生、耳鼻科、眼科、歯科、薬剤師のそれぞれの業種の方々にお世話になっておりまして、川内地域、それから樋脇、入来、東郷、祁答院、甌島地域と、それぞれの地域に応じて川内医師会あるいは薩摩郡医師会等に御協力をいただいて、配置をいただいているところでございます。

○委員（屋久弘文）質問に答えてもらっていないような気がします、どんな内容なのかっていう話。

さっきのはA L T、4名と計上されていますけど、その二つ下のA L T派遣業務委託の中に3人いるから7人だよというこの理解でよいか。

○学校教育課長（玉利勝美）そのように御理解ください。

○委員長（中島由美子）その内容。

○委員（屋久弘文）いろんな医師を配置をされているというのは分かりますけど、その方々は学校で何をするんですかって話。簡単に言えば。業務内容。

○学校教育課長（玉利勝美）それぞれの業務という形でよろしいですかね。内科の先生方は、体全体の発育の状況を観察をされたりということでもよろしいですか。内科の先生方については、子どもたちのそれぞれの発育の状況を観察されたり、あるいは心臓や内臓器官の状況なども相談に応じて見てくださるといった状況になっています。

それから、耳鼻科の先生方についてはその文字のごとく耳、鼻、喉等の異常がないかということで健診をしていただいております。眼科医等につきましては、目の疾患とアレルギー性の疾患等も含めての健診をしていただいたり、歯科医の方々については虫歯等の状況を診断していただいているということになると思います。

○委員（屋久弘文）子どもたちの健診とか、診察とか、そういうことなんだと思います。薬剤師はどうなんですか。

○学校教育課長（玉利勝美）薬剤師の方々につきましては、空気の点検であったり、照度の点検であったり、それから水質の検査であったり、そういったことに御協力をいただいております。

○委員（川添公貴）10款2項3目の件で、使用料及び賃借料についてお伺いしたいと思うんですが、これは債務負担行為が組んであるのかどうか、もしくはなければ単年度でこのような契約をしていかれるのか。いつまでこのようにされるのかということをお聞きしてみたいんですけど。亀山、永利小学校の賃借料、仮設校舎の。

○教育総務課長（大濱浩一）亀山、永利小学校の仮設校舎の件であります。児童数の増の対応としまして、債務負担行為の設定によりまして、仮設校舎での借り上げ対応を現在行っているところであります。この件につきまして、不足する今後の教室の対応につきましては、新たな校舎の建

設や不足する教室分のみを増築する等の対応も考えられますが、十数年活用する建物の建設でもありますことから、今後の児童数の推移や現在の校舎の状態等も見極めながら、仮設校舎の借り上げの再更新も含めて、今後検討していきたいと考えているところです。

○委員（川添公貴）今年度の予算書で債務負担行為、見つからなかったものですから、いつまで組んであるのかなと思ったんで、後で答弁いただければいいと思うんですが、これから子どもたちは当然減っていくんで、減っていくのを見越して造らないっていう考えなのか、文部科学省で私が言われたことをそのまま言うておきますね。私が言われたこと。東郷中学校時代、東郷の体育館、校舎だったかが全国で危険度が上から2番目か、3番目、4番目かな、であるということでした。

いやいや、うちは新設の学校を造るんで改修する必要はありませんって言ったんです。そのとき、何て答えたかという、その間に地震が来たらどうするんですかって言われました。文部科学省に。確かですよ。私は来ないと思っているんですけど、そういう言い方をされた。

単年度で1,700万円相当、仮に半分に割っても850万円かな、ずつ組んでいくのであれば、早期にしっかりと校舎を造って、仮に10年後、15年後に学校の教室が余るようであれば、ゆとり教育で学級数を減らした形で運営をしていくとか、今40人学級、30人学級ってあるやつを20人学級とかって、将来的には考える可能性はあるで、可能性は。考えるので。

何せ亀山小学校に昨年お邪魔したときに、仮設住宅でちゃんと冷暖房が効いているんですよ。それが本当の学び舎かっていうことですよね。先のが見えない学び舎なのか、いついつまでできますよっていうことであれば楽しみがあると思うんで、今現状を打開するにはこの予算が必要なんだろうけど、この予算を活用しながら、やはり今答弁でありましたように早期に増築などの計画を進めていくべきだろうと考えるんですよ。

10年使ってみますと1億7,000万円ですよ。文科省が補助を60%出したときに幾ら残ると思います。要らないと思いますよ。御答弁をお願いしたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一）まず、債務負担

の設定につきましては、平成30年度に設定しておりまして、期間につきましては、令和4年度までとなっております。こちらのほうは、継続の設定でありますので、予算書の168ページに記載してあります。新規設定でありましたら、最初のページに記載してあるんですが、また御確認ください。

それから、財源等も考えながら、新たな校舎の増築、建築も考えるべきではないかという御質疑に対しましては、今後また部内で、教育委員会内で議員の意見も踏まえまして上で、検討してまいりたいと考えております。

○委員（森永靖子） 私は、こんなことばかり言っていますが、給食のほうで野菜をたくさん使っておられるのでしょうか。議会でも申し上げましたように、いただきますってしたら、まず野菜から食べようという習慣づけをしてほしいなというふうに思います。

やっぱりいただきますってすると、すぐ好きなものから、自分たちもそうですけども、好きなものに箸が行くようだけれども、いただきますは野菜からという言葉をもっと徹底していただいてほしいなというふうに思います。関係があるんですかね。今の課に、よろしいですね。

何でこういうことを言うかといいますと、児童クラブで給食を春休み、冬休み、夏休みに作っているんですけども、児童クラブの子どもたちも野菜を食べないんです。それで、細かく刻んで好きなものの中に入れてやると食べますし、湯でたり、蒸したりすると食べますので、そういう方法をとっておられるのか、専門の先生がおられるから大丈夫だと思いますけども、たくさん使っておられるのかどうか、お願いします。

○学校教育課長（玉利勝美） 学校給食における野菜の使用量等については、後ほど給食センターの所長に回答させます。

学校の給食、特に食に関する指導ということにつきましては、栄養教諭を中心に各学校で食の指導がなされております。また、小・中学校の場合は給食時間は給食指導の時間ということにもなっておりますので、それぞれの学級担任を中心に個別あるいは全体的な指導の中で、今また議員からも御指摘がありましたような内容についても、今後機会があるごとに栄養教諭の指導等にもまた加

えるように指導してまいりたいというふうに思っております。

野菜の使用については、給食センターの所長に回答させます。

○主幹（吉永義郎） それでは、これは令和2年度の実績になりますが、市内の全給食センターでの野菜のまず使用量から申し上げます。昨令和2年度1年間で野菜の使用量が12万

5,542キログラムの野菜を使用しておりまして、標準の摂取量になりますように栄養教諭が野菜の基準にあった形で、供給できる形で野菜は大目な給食となっていると考えております。

（15ページの発言により訂正済み）

○委員（森永靖子） ありがとうございます。細かく刻んで入ると食べると思うので、そういう機械が必要であるならば、給食センターのほうに購入してやるというようなことなども、私のほうとしては意見として申し上げておきたいと思えます。お願いします。

○委員（川添公貴） 繰り返し申し訳ないんですけど、先ほどの委託料、永利小学校、亀山小学校、今債務負担行為のやつを見させていただいたんですが、金額が合わないんですけど、差額を教えてくださいませんか。計上が令和4年度1,746万3,000円なのに対して、ちょっと頭悪いんで暗算がなかなかできないんですけど、1,590万円程度しかないと思うんですが、金額が合わないんですけど、説明をお願いします。

○教育総務課長（大濱浩一） 今、債務負担の調書の中で、亀山と永利の調書ということで当該年度以降の、令和4年度以降の支出予定額が4行掲載されてありますが、この合計と合わないという御質問でしたが、この掲載している金額とあとその他の金額を含めた形で来年度予算は計上しているところです。

○委員（川添公貴） 課長、申し訳ない、今の答弁で理解、私ができると。なかなかできないんですよ。4行あるのは分かっている、4行足したときにさっき言った金額なので。

○教育総務課長（大濱浩一） 失礼いたしました。この契約が2月までの金額となっております。令和5年の2月分までの契約の金額がこの債務負担の調書の中の金額であります。今、この仮設校舎をまだ継続して、再リースで使うのかというこ

とも検討の中に視野に入れておりますことから、この債務負担の限度額の範囲内の2月分までの金額に1か月分、3月分を債務負担外の予算という形で追加して、予算としては計上しているところであります。

そのために、この調書の金額よりも予算の計上額が3月分の1か月分が上乗せ、超えているという予算の計上の仕方になっております。すみませんでした。

○委員（川添公貴）分かりました。予算の範囲内で債務負担行為の部分はとったということで、足らない部分は当該年度の委託料で処理するというような形で一応理解したんですが、であれば債務負担行為の変更をすべきですね。もともとが債務負担行為なんだから。

一歩進んで、さっきの私の話に戻すと、もう令和2年度でやめて、3年度から新しい校舎で入るというような考えであろうかということで理解しておきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○教育総務課長（大濱浩一）まず1点目の債務負担の変更についてであります。債務負担の変更補正といいますか、変更につきましては設定した、債務負担の設定の議決をいただきました当該年度でないと変更ということは手続がとれないことから、変更の手続はとっておりませんでした。

二つ目の新しい校舎につきましては、申し訳ございません。今後また検討・研究させていただきます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

○教育総務課長（大濱浩一）すみません。先ほど審議の中で統合型校務支援システムにおいて、学校だより等もこのシステムによって配信とかすることになるのかという御質問をいただきました。

それに対するお答えですが、学校だより等につきましては、これまで同様の紙ベースの地域への配信と、そしてホームページの活用による配信の継続と考えているところです。

○委員長（中島由美子）よかったですか、いいですか。じゃ、また聞いてください。

○学校教育課長（玉利勝美）先ほど、森永議員からの野菜量の数値につきまして回答させていただきましたけれども、一部訂正がありますので、給食センター所長に再度報告をさせます。

○主幹（吉永義郎）先ほど、野菜の使用量につ

いての御質問に対しまして、20万1,542キログラムと回答しましたが、これはお米を含んでの重量でした。正確に野菜だけの使用量といたしまして、令和2年度実績として12万5,542キログラム、これらの野菜を使用しております。（14ページで訂正済み）

○委員長（中島由美子）よかったですでしょうか。質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○委員（坂口健太）すみません。以前、中島委員長も一般質問でちょっと取り上げておられた夜間中学校の件につきまして、県教委が今年1月に、令和4年度に本調査を行うための準備アンケートを1月から行っておられるかと思いますが、その件についてどのような状況の中、市教委として把握されておられるのか、答弁をいただければと思います。

○学校教育課長（玉利勝美）夜間中学校の件については、その設置に向けて文部科学省等も様々な動きがあるというふうに私どもも注視しておりますけれども、現時点において県の教育委員会のほうから私どものほうへの何かしらの問い合わせ等々については、まだ届いていない段階でございます。

○委員（坂口健太）令和4年度に県教委として夜間中学校の動向とかについて、本調査を実施するということであります。鹿児島県においては九州の中でも義務教育の未修了者が2番目に多いということで、夜間中学の必要性、あるのかなと思うところでもありますから、本市が設置するとなれば設置者、各市町村が設置者となるわけですから、今後も動向を注視していただきたいと思います。

○委員（山元 剛）すみません。ちょっと幼稚園のことで聞きたいんですけど、私立の幼稚園と市立の幼稚園の違いで、身近でいうと亀山幼稚園、前年度かなり少なくなつて、今後、私立と市立の

増やす方策といいますか、何かしらある程度対策は、去年もそれで少なくなっているよと。ほぼほぼ人件費でほとんど1億五、六千万円飛んでいくんでしょうけど、子どもが増える対策、増やす対策、私立と市立の、もちろん私立のほうが全然、保護者の方にとっては多分使い勝手がいいから増えている。私立幼稚園は増えて、市立のほうは減っている。この差を縮めるために何か、対策はどのような、今年度はとっているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○学校教育課長（玉利勝美） いわゆる公立の幼稚園の園児数確保につきまして、昨年、幼稚園教諭、実際の現場の御勤務いただいている先生方との協議の場も設けまして、具体的にどのような対策が練られるかということにつきましては、園児数確保に向けての協議をしたところでございました。

その中で、令和4年度に向けて園児数を確保していくために、まずは広報活動に力を入れようということで、様々な場所への広報資料の展示、あるいは添付の依頼をかけたり、そしてまたそれぞれの幼稚園がある地域への広報活動等にも力を、それぞれの園が中心となって力を入れていただいたところでございます。

また、そういう中であって、どういった具体的に園児数が増えるかということについても、今後の公立幼稚園の在り方等についても意見交流をしながら、協議を深めたところでございました。

○委員（山元 剛） 取りあえず、今年度はある程度の人数が把握できて、昨年よりも増えるか減るかって今現時点では分かっていますか。

○学校教育課長（玉利勝美） そういった現場での努力や私どもも、それぞれの園だよりを広報に載せたりというような形で、広報活動を行ってきたはありましたけれども、現在のところ今開園している公立幼稚園につきまして、令和3年度が合計でいいますと131名に対しまして、令和4年度については106名というような現状となっております。

○委員（山元 剛） 別にいじめているわけじゃないんですけど、結局、一番をいえば私立と公立の違いというのは預ける時間帯とか、そこら辺のサービスの差だ。あとはもうそうなってくると、公立の場合は職員の働き方で夜遅くとかできない

のが多分、そこが一番のネックなんだろうけど、これだけ予算をつけて結局昨年よりも減る感じですよね。

職員の数、その分、嫌な言い方ですけど、職員が子どもを見る人数というのが結構、余るのは失礼なんですけど、多くの職員で少ない人数を見たほうがいろんなケアもできるからマイナスになることはないんでしょうけど、その辺の昨年よりもまたさらに減って、もちろん予算も2,000万円ぐらい減っているから、その辺も人件費だと思うんですけども、その辺の対策というのも、しっかりちゃんとやっていく何かしら手だてを示してもらって、もちろん地元では残してほしいという地域もあるわけで、そこもやっぱりもう少し寄り添った考え方で、ちょっと発信してもらいたいなというふうに、もしあったらぜひ。

○教育部長（上大迫 修） 山元委員から御質問です。先ほど学校教育課長が答弁したとおりではあるんですけども、市のほうは甞も含めて複数の市立幼稚園を運営しているところです。

言われたとおり年々通園します園児数のほうが、私立のほうを利用されたりとかすることも含めて減っておりますので、私どものほうも平成19年の10月頃に策定しました幼稚園の適正規模方針等の見直しも視野に入れながら、新たに市立のほうに来ていただけるような方策はどういった形でできるのかというのは今、現場の幼稚園教諭とも話をしておりますし、地元のほうにもそういった見直しをするに当たりましては、お声かけをして考え方も示していくということになりますので、内部のほうで実際に今後の園児の動向及びこれから取れる対応等について議論を重ねながら、必要な場面で地元のほうに出向き、また幼稚園の現場のほうにも対応といった形のことで示していけるように作業を進めていきたいというように思います。

答弁の中では、見直しのほうを進めていく中でどんなことがどういった形でできるのかということ、市立の利点、メリット等もありますので、そういったものをどんなに生かせるのかということ視点も持って作業を急ぎたいというふうに思います。

非常に園児だけが減少して、何も手を打たないといった形ではないとは思っておりますが、いかんせん、定数に対しまして相当量減っております

ので、今そういった現状にあるということで、現状の報告とさせていただきます。

○委員（山元 剛） ぜひ頑張ってもらって、当局の皆さん大変だと思いますけど、ただ、地域の、私も別に淘汰して、少なくしてというわけじゃないんです。やっぱり地域の皆さんを踏まえて、民間的な考えであれば、やっぱり少しでもサービスを上げて増やす施策というのをぜひ当局のほうも発信できるような、もちろん教職員の方と一緒にあって、ぜひ頑張ってもらって、地域に存続できるような方向を頑張ってもらいたいと思います。

○委員（川添公貴） 本市の小学校、中学校別で不登校の数、実態はどのようになっているのかということ。それから、大体要因がどういった要因が多いのか、対処法はどうするのかというのは、さきの新聞報道でコロナ禍による学校休校措置等によって、コロナのせいで不登校が増えたんだというような論説になっていたような気がしたので、果たしてそうかなと、もともと家庭環境の問題があるのではないのかとか、授業についていけない、そういういろんな要因があって、たまたま学級閉鎖、学校閉鎖がトリガーになって、そういうのになっただけのことであって、ちょっと論説が違うんじゃないかと思ったのでお聞きするので、今の3点についてお聞かせ願いたいのと、さっきも言いましたけど、どのような対応を取られているのかというまでお聞かせいただければ結構かと思います。

○学校教育課長（玉利勝美） 現時点で、令和3年度の確定した数字が出てはおりませんが、毎月、各学校からの情報等を報告いただく中で、現状としましては昨年よりも更に増えている状況が続いております。中でも少し特徴的かなと思うところが、小学校の児童の増加が顕著であるというような状況も見えてきております。

先般、報道にありましたように、コロナ禍による影響、私どもも昨年9月には一斉の臨時休業措置を取ったり、またこの1月からは新型コロナウイルス感染、特にオミクロン株による感染によりまして、学級閉鎖、学年閉鎖等の措置を取ってきている中で、実際、学校現場の声として、やはり子どもたちがそういった生活のリズムの乱れで、コロナ禍による乱れであったり、また感染に対する不安で

あったりといった部分での欠席状況が見られているといった声も把握しているところでございます。

そういった状況下で、さらに昨年度、令和2年度のケースになりますけれども、本市の不登校の要因別と申し上げますと、例えば今申し上げたコロナ感染とは別に、自分自身のこと、例えば生活のリズムであったり、無気力であったりといったことを訴えて不登校になっている子どもたちが、中学校でいいますと全体の65%、小学校でいいますと全体の42%、さらに家庭生活に起因している、例えば家庭内の不和であったり、親子の関わり方等々による不登校になっている子どもたちが、中学校で申し上げますと23%、小学校でいいますと40%といった数字が出てきております。この二つをまとめますと、中学校でおよそ88%、小学校でいいますと82%といった現状にあります。

こういったことから、私どもとしましては、家庭への働きかけ、保護者への働きかけといったものが今後の課題だなというふうに思っているわけですが、本日冒頭、社会教育課の報告にもありました家庭教育学級のことでありますとか、保護者への関わり、そういったところ関係の各課とも連携、さらに今後とも取っていく必要があるのではないかとこのように考えております。

○委員（川添公貴） なかなか各学校ごとで対応していくのは難しいだろうと、もうこれだけ増えてくればと思っています。前から言っているように、廃校跡地等で新たな教育スタイルを模索すべき時期がそろそろ来ているのかなとは思っています。各学校にスクールカウンセラーじゃなかった、何とかいろいろいっぱい、名前が最近、横文字なのでよく分からないのですが、配置するよりは、それも必要なんですけど、例えばうちは余っているのが、私のすぐ近くで藤川小も余っていますし、それから倉野小も余っているという、ただでお金をくれて企業にやるよりは、そういうお金を活用して子どもたちの居場所づくり、不登校の、そういうのを模索研究していく方向でもいいのかなと思っているのですが、文科省の動きも何やらそういう感じの動きも出てきているので、今度、子ども家庭庁が創設されるとなると、そういう方向が見い出されてくるので、早めにうちとしてもそういう特化した学校を検討すべき時期なのかなと

思います。どうしても各学校長、教頭先生、担任の負担というのがこれによってかなり大きいと思うので、その軽減策にもなろうかと思うのです。だから、この際、新年度に替わったら研究していただければありがたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○委員長（中島由美子）何かありますか。

○委員（川添公貴）何もないんですけど。

○学校教育課長（玉利勝美）ありがとうございます。

今の議員御指摘のあった不登校の子どもたちの居場所づくりといった点におきまして、私ども、適応教室、スマイルルームを持っておりますけれども、来年度予算に、ここに月額会計年度任用職員1名を置きまして、これまでは指導員がそれぞれの立場で子どもたちに関わっていただいていたわけですが、人数が多くなり、お一人お一人が分担して担当してもらえる人数も増えてきている状況の中、そういった総括的に運営についても市教委との連携を取っていただいたり、あるいはその適応教室、不登校の子どもたちの居場所という点でどうあるべきかというようなところを、一緒に協議していただくような主任指導員という形で今回役割を持っていただく方の配置も、今回予算として計上してございます。今の委員言われるように、いわゆるハード的な場所づくりと同時に、ソフト的なそういう連携の在り方等々につきましても、また令和4年度以降、研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員（屋久弘文）所管事務の中で、しつこいようで大変申し訳ないのですが、スクールバスの件です。井上市議が今議会で一般質問をされましたが、何ら従来と変わらない回答で、私的には残念なんです。関係者が県教委に2件要望書を提出されているということは御存じだと思いますが、その県教委の回答もあったようで、簡単に言いますと、県教委として市教委に、当該児童に適切な通学条件や通学手段の確保について、関係者間で調整が行われるよう助言を行うというような回答を出しているようですが、2件あって、1件についてだけでいいのですが、この助言というのは県から実際にあったのかどうか、あればその内容と、市としてどんな対応をされていくつもりなのか、なければいいんですけど、今分かっている範囲で

お答えいただきたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一）県教委のほうからは、電話によりまして今後必要な助言等を行いますので、案件とかあったときには、市のほうで必要な場合は連絡をしてくれという電話での連絡がありました。それに対しまして、その後、市と県教委のほうで、今おっしゃられた件について具体的に案件等を確認したりとかいうことは行っておりません。

○委員（屋久弘文）県のほうの助言も今その程度かと思いながら聞いていたところですが、あまりくどくは言いませんけど、この保護者は、御存じのとおりもう2年前から子どもの学校への送迎を自分でされているというのは、もう十分御存じだと思いますが、心身とも、あるいは家計的にも大変苦しんでいるというような実態なので、これだけでも早く解決するぐらいの動きをしてもらいたいなと思っているところです。要望です。

○学校教育課長（玉利勝美）委員長、すみません。口頭であと一件、報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中島由美子）はい。

○学校教育課長（玉利勝美）申し訳ありません。学校教育課から口頭で報告をさせていただきます。

去る2月25日金曜日に発生しました、隈之城小学校の女子児童が交通事故被害に遭いました件について、報告をさせていただきます。

2月25日金曜日、午前8時5分頃、県道336号線山田・隈之城線の隈之城小学校正門前の横断歩道におきまして、女子児童が青信号で横断していたところ、隈之城交差点方面から走行してきた軽乗用車にはねられる事故が発生しました。

女子児童は、すぐに川内市医師会立市民病院に救急搬送され、精密検査等を受けた結果、頭蓋骨にヒビが入り、また急性硬膜下血腫などの診断を受けております。

今現在、容態は安定しており、自ら歩いてトイレへ行ったり、会話も普通にできるなど、回復傾向にあるとの報告を受けており、今週末には退院できる見通しもあると報告を受けているところでございます。

事故発生直後の対応としまして、教育委員会からは市内全ての学校に対し、登下校時の交通安全

指導の徹底について緊急通知を発出し、学校や地域の実情、児童生徒の発達段階等を考慮した具体的な指導を行うように指示したところでございます。

また、事故現場に近くに居合わせた児童を含め、子どもたちや教職員の心のケアについても県のスクールカウンセラーの緊急派遣を要請し、カウンセリング等に当たってもらっておりました。

さらに、翌週の2月28日月曜日から4日間、教育長をはじめ学校教育課職員が事故現場付近で児童の登校の見守りを行ったり、車両の交通量調査なども行いました。

そういった結果を基に、3月4日金曜日には、警察、道路管理者、地区コミュニティ協議会、学校関係者及び行政担当課による合同点検を実施したところです。その結果、横断歩道のカラーリングや減速マークなどの路面標示の補修、また信号機横の樹木の伐採などの対策について、早期に各課所で検討を実施することや、警察署によるドライバーに対する注意喚起や立哨指導、取締り等の強化をすることなどが確認をされたところでございます。

○委員長（中島由美子）ありがとうございます。

何かこの件でありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）それでは、質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

△文化課の審査

○委員長（中島由美子）次は、文化課の審査に入ります。

△議案第18号 薩摩川内市川内歴史資料館条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第18号薩摩川内市川内歴史資料館条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）議会資料で説明いたしますので、教育部議会資料の2ページをお開き

ください。

ここで、1の改正する条例につきましては、（1）から（4）までの四つの条例になります。そのうち、（1）から（3）までの3件につきましては、組織機構改革によりまして、令和4年4月から市長部局に移管することとなっております。

大きな2番目の主な改正の内容でございますが、大きく2点ございます。

まず、1点目、（1）になりますが、これまで川内歴史資料館・郷土館運営協議会という一つの附属機関を設置しまして、審議いただく会議を開催しておりました。今回、組織機構改革に伴いまして、施設の所管が分かれることとなりますことから、歴史資料館運営協議会、それと郷土館運営協議会の二つに分割する必要があるとして、今回の改正でそれぞれの条例に規定するものであります。

なお、二つに分割することになりますが、会議を合同で開催するなど、運営につきましては所管課で連携して、工夫してまいりたいと考えているところでございます。

もう一点の（2）でございますが、休館日の整理になります。

まず、アになりますが、歴史資料館まごころ文学館につきましては、現行条例において月曜日のみを休館とし、休館日は変更できるという規定をしております。年末年始につきましては、「休館日を変更できる」という条項を適用しまして、休館を実際しております。この年末年始の休館日を、現行の取扱いに沿って、今回改正するものであります。

次のイでございますが、入来文化ホール休館日の改正になります。条例では、毎週月曜日と年末年始を休館とするというふうにしておりまして、休館日は変更できると、同じように規定をしております。月曜日が祝日や振替休日の場合は臨時に開館しまして、それを振り替えまして、火曜日、あるいは翌日以降に臨時休館して対応しております。これも「休館日を変更できる」という条項を適用して変更しているものでございまして、歴史資料館、文学館と同様、現行の取扱いに沿って、今回改正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第19号 薩摩川内市入来文化ホール・サンフラワーいりきの指定管理者の指定について

○委員長（中島由美子）次に、議案第19号 薩摩川内市入来文化ホール・サンフラワーいりきの指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）同じく議会資料で説明いたしますので、議会資料3ページを御覧ください。

1の指定管理者に管理を行わせる施設は、薩摩川内市入来文化ホール・サンフラワーいりきでありまして、指定管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

2の行わせる業務でございますが、（1）施設の維持管理・修繕に関する業務、運営に関する業務などとなっております。

3番のほうの指定管理者の候補でございますが、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社でございまして、概要は記載のとおりであります。

4ページの4に、候補者が応募に当たって示した事業計画を掲載しております。（1）の基本方針から（4）の支出計画まででございます。

4ページの下の方に、5、選定の経過の概要とございますが、令和4年1月18日に選定委員会を開催しました。申請団体につきましては1団

体でございまして、提出された書類の審査、申請団体からの説明、6名の委員からの質疑応答を踏まえまして、全委員で採点していただきました。

採点結果は、5ページに記載しておりますが、600点満点で446点という結果となりまして、適切な管理運営が期待できるとして候補者として選定されたものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）まず、歳出から説明いたしますので、予算調書の246ページを御覧ください。

まず、上段の事項、文化財保護事業費につきましては、前年度比1,145万5,000円の減額となっております。その主な理由は、薩摩川内の大綱引き調査事業、これの終了による減、久見崎軍港跡埋蔵文化財調査事業、これも終了による減、新たに新規事業としまして、文化財保存活用計画策定事業255万7,000円と、みっちり草原国指定天然記念物指定に向けた調査事業67万4,000円の増によるものであります。トータル減となっております。

次に、下段になります事項、伝統的建造物群保存整備事業費は、前年度比2,051万8,000円の増額で、入来麓街なみ環境整備事業等において、上ノ馬場拠点施設整備、石垣修景補助金1件を予定しております。

上ノ馬場拠点施設整備につきましては、総務文教委員会資料で御説明いたします。

総務文教委員会資料の5ページをお開きください。

目的でございますが、入来麓の支所前に、旧森林事務所におきまして観光案内を行っていましたが、施設の老朽化が進み、新たに上ノ馬場拠点施設として整備するものであります。

主な機能としましては、来訪者の休憩、トイレ利用、麓地区や周辺の観光情報の提供などを考えております。

構造は、木造平屋建てで約70平方メートル、6ページのほうに位置図と平面図を掲載しております。これにつきましては、建物の実設計中ですので、実際とは若干異なってくるかと思っておりますので御了承いただきたいと思います。

予算につきましては、5ページの中ほどにありますように、国庫補助と地方債を財源に予定しております。

スケジュールにつきましては、4月に敷地内にあります車庫の解体工事に着手しまして、順次、本体工事、外構工事を行いまして、令和5年4月開館を予定しております。

なお、施設の設置管理に関する条例案につきましては、12月議会に上程を予定しているところでございます。

施設完成後の管理方法につきましては、現在、直営、あるいは指定管理の両面で検討しておりますので、条例案を上程する際には改めて御説明したいと考えております。

再び、予算調書に戻っていただきまして、予算調書の247ページを御覧ください。

上段にあります事項、清色城跡保存整備事業費につきましては、昨年度と同内容の予算計上となっております。

次に、下段の事項、文化振興事業費につきましては、前年度とほぼ同額となっておりますが、増減それぞれの要素がございます。

まず、増要素としましては、今年の7月下旬か

ら8月上旬の10日間の日程で、日展鹿児島会薩摩川内展の開催を予定しておりまして、その費用178万4,000円の増があります。

また、減の要素としましては、令和3年度までの3年間限定としておりました神話の里づくり事業補助金、これの終了によるものになります。

次に、247ページ、上段の事項、文化ホール管理費は、前年度比2億2,231万円の増で、継続費を設定して施工しております旧川内文化ホール解体工事分が主な増要因となっております。

下段の事項、歴史資料館管理費は、前年度比1,818万8,000円の増で、令和2年9月の台風10号で被災しました下甕郷土館の武家門の復元工事、同じく、下甕郷土館の建物の軒の爆裂補修工事2件の工事費合計1,394万6,000円の増が主な要因となっております。

249ページ、上段の川内まごころ文学館管理費は、前年度比1,250万1,000円の増で、空調設備改修によります設計業務委託の計上による増が主なものでございます。

下段の事項、旧増田家住宅管理事業費、250ページ上段になります。事項、天辰寺前古墳管理費は、前年度とほぼ同額、同内容となっております。

以上が歳出になります。

続いて、歳入を説明いたしますので、予算調書の81ページをお開きください。

まず、教育使用料でございますが、これは前年度とほぼ同内容、同額の計上となっております。

次の、国庫補助金、前年度比983万9,000円の増で、その主な要因は、入来麓の石垣修景補助による国庫補助、同じく街なみ環境整備による増になります。

続いての、県補助金、県委託金につきましては、前年度とほぼ同内容となっております。

81ページ下のほうから82ページまでに雑入を掲載しておりますが、昨年度比で2億3,739万8,000円の増を計上しております。これは81ページの下から2行目、旧川内文化ホール解体事業負担金が増計上と、昨年度計上しておりました久見埼軍港跡埋蔵文化財調査事業者負担金、その額が減となっております。

以上が歳入になります。

続いて、継続費を説明いたしますので、予算に

関する説明書、14ページをお開きください。

2行目の旧文化ホール解体事業につきましては、年割額は歳出予算と同額となっております。本年10月完了予定で進めております。

続きまして、債務負担行為を説明いたしますので、同じく16ページを御覧ください。

下から3行目、薩摩川内市入来文化ホール・サンフラワーいりきの指定管理者の指定管理料につきまして、先ほど議案19号で審査いただきました指定管理者の指定に関連する指定管理料について設定するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局から説明をお願いします。

○文化課長（堀切良一）教育部の総務文教委員会資料の7ページを御覧いただきたいと思います。

指定管理期間の4年目に当たります下甕郷土館の評価につきまして、その結果を報告・説明させていただきます。

下甕郷土館の指定管理者は、手打地区コミュニティ協議会で、指定管理の期間は、令和5年3月31日までの5年間であります。

施設及び指定管理者の概要につきましては、資料1のほうに記載のとおりでございます。

2の評価の実施状況になりますが、評価委員会は6名の委員に出席いただきまして、令和3年12月10日に開催いたしました。

指定管理者から提出された書類の審査、質疑応答を踏まえまして、委員の方全員に採点をしていただきました。

採点結果としましては、7ページに記載しております。600点満点中480点で、おおむね適正であると評価されております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明

がありましたが、これを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

以上で、文化課の審査を終わります。

ここで、休憩いたします。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午後0時2分休憩

~~~~~

午後1時 開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を始めたいと思います

#### △総務課の審査

○委員長（中島由美子）次に、総務課の審査に入ります。

△議案第13号 薩摩川内市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び薩摩川内市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第13号薩摩川内市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び薩摩川内市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）議案の説明につきましては、議会資料で説明をさせていただきますので、総務部の議会資料の2ページをお願いいたします。

まず、1の改正の経緯、理由等でございますが、行政手続のデジタル化の推進に伴いまして職員の服務の宣誓に関する政令の改正により、本市におきましても条例の一部を改正するものでございます。

2の一部改正条例につきましては、記載の二つの条例でございます。

3の主な改正内容ですが、公平委員会委員及び職員の服務の宣誓の際に署名及び対面を不要とし、宣誓書を市長または任命権者に提出することのみ

として規定するものでございます。

4の施行期日は、令和4年4月1日からとなります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）すみません、薩摩川内市職員のサービスの宣誓に関する条例を見てくればよかったんですが、ちょっと見ていないので、ここで言う職員の範囲というのは会計年度任用職員等も含めるのかどうかを少しお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（橋口 堅）会計年度任用職員も範囲に入ります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）予算調書の90ページをお願いいたします。

上段の事項、総務一般管理費につきましては、前年度比8,969万1,000円の減額となっており、減額の主なものは総務一般管理費に計上する人件費の減、人事院勧告に伴います期末手当の減でございます。

新規としましては、昨年12月議会で債務負担行為を設定しました令和5年度からの定年延長に

関わる関連例規整備業務委託が220万円。それから、本年10月から月額会計年度任用職員が健康保険につきましては市町村共済組合に加入することに伴いますシステム改修委託360万円を予算措置をしております。

次に、下段の職員厚生事業費につきましては前年度比95万4,000円の増額となっておりますが、新たに消防局、救急隊の感染予防対策の推進を目的とした各種ワクチン接種に関わる抗体検査の業務委託を150万円措置したものである。

それから、91ページの恩給及び退職年金費につきましては前年度比1万8,000円の減額となっておりますが、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、歳入について説明をいたします。

予算調書の9ページをお願いいたします。

総務課分は雑入のみで、まず鹿児島県研修派遣協定収入が派遣者1名の増によります600万円の増額、それから記載はしてありませんが、地方公共団体情報システム機構派遣協定収入が派遣者1名の減によります600万円の減額となっております。

その他の収入につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局から説明をお願いします。

○総務課長（橋口 堅）資料はございませんが、本年度の人事院勧告の取扱いについて説明をいたします。

本年度の人事院勧告につきましては、職員におきましては期末手当を年間で0.15月分引き下げ、実施時期につきましては12月期末手当で0.15月分を減額調整する予定でございました

が、国家公務員の取扱いと同様に本年度分につきましては来年度6月期の期末手当で減額調整をする予定でございます。

なお、議員及び特別職につきましては、人事院勧告に基づき改定されます特別職の職員の給与に関する法律の改正に基づきまして期末手当を年間で0.1月分引下げとなり、職員と同じく本年度分を来年度6月期の期末手当で減額調整する予定でございます。

現在、国家公務員の給与改定法案が参議院で審議中でございまして、3月中に議決される予定と聞いております。したがって、条例改正案は本会議最終日で提案させていただく予定でございます。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（屋久弘文）**2点質問をさせてもらいたいと思います。

1点目は、1月26日に開催をされた、臨時議会で補正予算の提案がなされて可決もされたんですが、保育士等処遇改善臨時特例事業というのが、それに係る予算が1億500万円、明許繰越しもあったようですが。

この事業自体にとにかく言うつもりはないんですが、その事業概要の中で新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線である幼稚園とか保育所とか認定こども園、それらの従事者の処遇を改善するために賃上げを行うんだという趣旨だったかと思うんですが、金額的には月額9,000円というような表現だったと思いますが、この制度自体は私立に限るのか。市の職員にも、公立の幼稚園なんかもあるんですよね。そういったところに、例えば政府が交付税措置をしてくれるとかそういったような補填制度みたいなものはないのかどうか、そこをまず1点はお尋ねをしたいと思います。順次。

**○総務課長（橋口 堅）**おっしゃるとおり、保健師それから看護師、介護職員につきましては厚生労働省それから総務省から公務の現場においても処遇改善を図るように、率では3%、金額にして9,000円改定するように通知を頂きました。

まず、本市の対象者ですけれども、保育士につ

きましては甌島の幼稚園それから保育園に月額の会計年度職員が6名いらっしゃいます。保育士につきましては、今から5年ぐらい前にハローワークの求人情報等を基に民間よりも1万円ぐらちょっと安いということで1万円増額したところでございます。現時点の民間の求人情報を確認をしても処遇改善後の給料が、フルタイム、月22日勤務で18万円からとなっております。本市の場合は16日で16万円ですので、現在でも高い水準にあることから今回の処遇改善は行っておりません。なお、合併時には14万円の水準でございました。

それから、介護職員につきましては甌島の診療所の日額の会計年度任用職員の方が6名いらっしゃいます。日額の会計年度職員の単価につきましては、一般的に資格のない方が5,800円、それから介護資格等で資格を有する方が1日6,800円ということで、これも低い水準ではないというふうには考えております。

それから、看護職員につきましては常勤職員が18名、会計年度が12名いらっしゃいますけれども、常勤の看護職員につきましては医療職給料表を適用しておりまして、民間との給与格差は人事院勧告を準拠することで反映しているということで考えております。それから、会計年度任用職員につきましても常勤職員の勤務日数割としておりますので、低い水準ではないということでこれも今回改定を行っておりません。

民間と比較をしまして、保育や介護を対応する対象人員も民間よりは少なく、民間よりも高くしてしまうと、今少子化で人員確保がかなり困難な時期でございます民間から結果的に引き抜くことになってしまいますので、これはちょっと慎重にやはり対応する必要があるということと、確かに交付税が、6か月ぐらいだったと思いますが、措置はされますけれども、その後はもう一般財源ということで聞いております。

**○委員（屋久弘文）**分かりました。さっきおっしゃったとおり、うちの職員の給料表は一般行政職と技能労務職、それから医療職、その三つしかないのは分かっています。そういうことで上げづらいということもあれば、他の民間よりは今でも高いレベルだということで、うちに適用しないという理由はよく分かりました。

引き続き、2点目いいですかね。

○委員長（中島由美子）はい。

○委員（屋久弘文）これ総務部長にお尋ねをしたいんですが、議会質問でもしました甑の職員住宅の関係になります。

議会の動画をアップされていましたがしっかりと聞いてみたんですけど、民間をはじめ、賃借物件が老朽化していて、職員住宅を優先して整備ということにはならない。当面は市営住宅あるいは教職員住宅を改修を優先し、将来的には民間からの借り上げも検討したいというような回答でありました。

今、本会議の一般質問の答弁の中で方向性は示されましたので、実際に動いてもらわないといけないんだというふうに私は思っています。

そこで、市営住宅であったり教職員住宅の改修に係るスケジュール的なものとか、具体的なことは今考えていらっしゃるのかどうかだけを確認したいと思います。

○総務部長（田代健一）職員住宅については、一般質問の御答弁の中でも申し上げましたとおり、年々厳しくなっていることは事実です。

そういった中で、公設での職員住宅という御提案頂いたんですが、こちらのほうも一般質問の中でお答えしたように、年度初めにおいて教職員それから民間の方の甑での勤務をされる方の住宅確保も非常に厳しい状態になっておりまして、理由としては公営の住宅も含めた住宅が老朽化しているということ、それから民営での物件というのが非常に少ないといった事情がございます。

そういった中で、職員住宅を優先して公費で建てるというのは非常に厳しい状況であるということでも申し上げたところです。

そういった中で、住宅の確保をどうしていくかということでございますけれども、一案としては、以前から議会からも御提案頂いております教職員住宅の中で相当数空き家が出ておりますので、こちらについて完全に使わないという判断をされた分について教育委員会のほうで御検討頂きまして、まず建築住宅課のほうに教職員住宅の用途を廃止して移転していただき、必要な改修等を行った上で一般住宅として職員だけでなく島民の皆さん全体に御提供頂く分について職員も利用させていただくというのが一案です。

その他の方法としては、民間活力を利用してと申し上げますか、消防住宅でもあったんですけれども、民間で住宅の建設・調達していただいてそれについて市のほうは何らかのあっせんなどの形で職員の借り上げのほうをさせていただくといったのが現実的な案かと考えております。

こちら、その市の関わり方によっては公設に近い形、消防のような形になりますが、そうなりますと経費負担それから予算上の取扱いも出てまいりますので、できれば職員と貸主が直接契約をするような形態での、そういった民間の借り上げといったものができるかというのを今後中心として相手方の、お願いができる方いらっしゃるのかといったのを進めていくというような流れになっていくと思います。

いずれにいたしましても、年々、冒頭申し上げましたように、住宅確保が難しくなっていく一方でございますので、喫緊の課題であると認識いたしております。

○委員（屋久弘文）さらに前向きな回答だったと思います。

職員からの要望も多ければ苦情も多い内容ですので、今後も引き続き、スピード感を持って今言われたような対応を進めてもらえればというお願いでございます。

○委員（山元 剛）市民の皆さんからちょっと聞いてくれということがあったもんで、何点か。

今、市の職員の皆様がメンタル的なもの、鬱病とか、精神的にちょっとダメージを受けて休んでおられる方、それは何名ぐらいいらっしゃるのか。あと、その要因というのはそれぞれ仕事、家庭いろいろあると思うんですけども、その方々の復帰後の職場だったらその職場で、そういう疾患を患ったんだったら配置を変えたりしているのか。

それと、あと最長どのくらい休んでおられる方が、認められているわけじゃないですけどね、今現在いらっしゃるのか。期間的にどのぐらい休めるのか。それが、あとここ二、三年減っているのか、増えているのか。その辺をちょっと分かる範囲で教えてもらいたいんですけど。

○総務課長（橋口 堅）メンタルで休んでいる職員につきましては、現在30日以上長期休暇を取っている職員が今日時点で11名いらっしゃいますけれども、その中でメンタルを要因とし

て休んでいらっしゃる方が9名いらっしゃいます。

毎年大体年間を通して30名で、うちメンタルが20名程度休暇を取られます。ただ、今回は新型コロナウイルスの感染拡大の関係で、日本全国いろんな行動制限がかかってストレスがたまっただと思うんですけども、職員も同じで、職員はそれに加えてワクチン接種業務であるとかその支援対策であるとか、大雨対策等の災害対策であるとかそういった関係で夜間それから休日等の時間外勤務が多くなりまして、かなりストレス等蓄積がかかって、令和3年度は前半の6か月間で1年分の人数の病気休暇取得者が出ました。

それぞれ復帰をして、結果的に今日時点では11名のメンタルが9名ということになります。

要因としましては、そのような新型コロナウイルスの関係でストレスがかかっているということなんですけれども、傾向としましては以前メンタルを発症した人の再発。それから、一番ここ多く見られるのが、20代の若い職員がかなり多くなっておりまして、ちょっと話を聞いてみますと非常に仕事がつらいと。自分だけがつらいんだろうかと。周りはそのようには見えないと。自分だけがつらくて自分だけが能力がないというふうにどんどんこう自分を追い込んでいってしまってもう体が動かなくなってしまって出てこれなくなるというのが共通した状況です。

以前であれば、課の懇親会等が開かれて、同僚・先輩も「もうきつかねえ」というようなことで言っていただければ、自分だけじゃなくてみんなきつかったんだという情報共有が図られて、楽しい日を過ごしてリフレッシュしてということになるんですけども、ちょっと今飲み会とか懇親会ができない状況でコミュニケーション不足もありまして、そういう若い職員、それから以前メンタルを発症した職員等のメンタルの弱い職員にちょっと影響が現れている状況でございます。

○委員（山元 剛）あと、そういう時期的なもの、時期はどのぐらいまでいらっしゃるんですかね。

○総務課長（橋口 堅）すみません。まず、休職はもう3年間までということになっています。採用されてから退職するまで3年を超えるともうこれは分限免職的な形でちょっと取扱いになります。

それから、病気休暇につきましては、通常の病気休暇は90日、生活習慣病は180日、それから自己都合によるものは30日ということで決まっております、それを過ぎるともう給与半額という取扱いになります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

---

△秘書室の審査

○委員長（中島由美子）次は、秘書室の審査に入ります。

---

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課秘書室長（山元一将）予算調書92ページをお開きください。

2款1項2目、事項、秘書管理費の事業費は1,670万5,000円となっており、昨年度と比べて23万8,000円の増額となっております。これは、本年の実績を踏まえた調整でございまして、事業内容につきましては大きな変更はございません。

また、2款1項2目、事項、市民表彰費は市民表彰に要する経費であり、事業費は88万1,000円でございます。市民表彰式につきましては、令和3年度に開催を予定し、表彰者の選定・公表まで行いましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当年度中の開催を延期したため、令和4年度の開催に向け、改めて検討を行い、必要な予算の計上を行っているものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室の審査を終わります。

---

△文書法制室の審査

○委員長（中島由美子）次は、文書法制室の審査に入ります。

---

△議案第14号 薩摩川内市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第14号 薩摩川内市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（久米道秋）議案つづりその2の、14―2ページをお願いいたします。

本案につきましては、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合の審査の手続等を規定しております本市固定資産評価審査条例につきまして、国の行政手続に係る押印見直しを踏まえまして審査申出人から提出される審査申出書等の押印を不要とするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第15号 薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）次に、議案第15号 薩摩川内市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（久米道秋）同じく15―2ページをお願いいたします。

これまで、民間事業者、国の行政機関または独立行政法人等の実施主体で適用される法令が異なっておりました個人情報保護制度につきまして、関係法令の改正により、個人情報の保護に関する法律へ統合されることに伴い、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が本年4月1日に廃止されることとなります。

つきましては、本市個人情報保護条例におきまして、廃止されるこれらの法令を引用している箇所を改正するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（久米道秋）それでは、予算調書の93ページをお願いいたします。

まず、歳出について御説明いたします。

上段の文書行政一般事務費につきましては、前年度比107万4,000円の減額となっております。主なものは、右の欄4行目の郵便料等において177万円の増となりましたが、3行目の電子複写機等消耗品が237万円の減と、記載はありませんが、昨年度まで委託しておりました丁合機の保守期間が満了したことによる49万円の減などがございます。

次に、下段の情報公開事務費につきましては前年度費200万3,000円の増となっておりますが、右の欄一番下の個人情報保護制度に係る法移行支援業務委託が主なものとなっております。これは、個人情報保護関係法令の改正に伴う例規整備等を行おうとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いします。

歳入につきましては、前年度と同じ内容で同額となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に所管事務調査を行います。

まず、当局から説明をお願いします。

○文書法制室長（久米道秋）それでは、総務文教委員会資料の2ページをお願いいたします。

個人情報保護制度に係る法改正等について説明いたします。

まず、1の法の動向等について。

（1）のとおり、昨年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公共団体の個人情報保護制度

について、全国共通のルール化を図り、的確な運用を目指すこととされました。

（2）では、法改正の概要としまして、アのとおり、記載の3本の法律を1本の法律に統合し、地方公共団体も国と同じ規律が適用されることとなります。このほか、イ以下に記載のとおり、個人情報保護ファイル簿の作成・公表などがございます。

次に、大きな2番では、法改正に伴う課題等について（1）から（4）に記載のとおり、現行条例と新法との比較検討、全庁横断的な例規整備、短期間での対応などが必要となっております。

このため、大きな3番で、先ほど説明しました法移行支援業務委託事業を活用し、現状把握や制度理解を進め、例規整備に取り組む一方、全職員への制度周知を図っていくこととしております。

最後に、関係条例の改正案については、本年12月定例会への上程を予定しているところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室の審査を終わります。

#### △財政課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第16号 薩摩川内市補助金等基本条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第16号薩摩川内市補助金等基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）議案つづりその2、16—1ページを御覧ください。

薩摩川内市補助金等基本条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

16—2ページを御覧ください。

改正内容は、薩摩川内市補助金等基本条例の第4条第2項中の「薩摩川内市行政改革推進委員会

の意見を聴いて」の部分进行削るものであります。

これまで、補助金評価は附属機関である行政改革推進委員会において行っておりましたが、今後においては、内部評価を行った後、大学教授や公認会計士などで構成する任意の組織を設置し、外部評価を行おうとするものであります。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（中島由美子）** 次に、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます

**○財政課長（鬼塚雅之）** それでは、まず歳出予算から説明いたしますので、予算調書の94ページを御覧ください。

上段の財政管理費は財政課の事務に係る経費を、下段の財産一般管理費は財政調整基金及び減債基金の積立金を計上するものであり、前年度と同内容であります。

95ページ上段の長期債償還元金及び下段の長期債償還利子は、長期借入金に係る元利償還金であり、いずれも前年度より減額となっております。

96ページ上段の一時借入金利子及び下段の予備費は、前年度と同額の計上であります。

次に、歳入予算について説明いたしますので11ページを御覧ください。

下から4行目、地方交付税の普通交付税は地方財政計画等を踏まえ、交付見込額を算定した結果、前年度より6億円の減額となり、特別交付税は前年度と同額を計上しました。

下から2行目、総務費補助金は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や経済対策等の財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであり、右側の充当先事業にそれぞれ充当するものであります。

12ページを御覧ください。

下から3行目の基金繰入金では、今年度予算の財源対策として財政調整基金繰入金を計上するもので、前年度より11億3,000万円の減額であります。

最後の行の市債では建設事業等の財源として借入額を計上しており、16ページ中ほどの臨時財政対策債は地方財政計画等を踏まえ、発行可能見込額を算出したものであり、前年度より7億6,000万円の減額となっております。

その他の歳入については前年度と同様の内容であり、令和4年度の収入見込額をそれぞれ計上するものであります。

次に、地方債について説明いたしますので予算書の17ページ及び18ページを御覧ください。

第4表地方債は、庁舎等整備事業、道路整備事業、橋梁整備事業など26事業について起債の目的、限度額、利率等をそれぞれ定めるものであります。

次に、7ページを御覧ください。

第5条において一時借入金の最高額を、第6条において歳出予算の流用について定めるものであります。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（屋久弘文）** 先ほど歳入の財政調整基金の基金繰入れのお話がありまして、本年度費11億3,000万円減額計上しているということでしたけど、令和4年度以降の財政調整基金の推移はどんなふうに見込んでおられるか、少し確認をさせてください。

**○財政課長（鬼塚雅之）** 財政調整基金の令和4年度以降の見込み、推移ということでもありますけれども、先日行財政運営プロジェクトのほうか

らも報告がありましたとおり、中期財政運営指針の中で令和8年度までの状況を指針といいますか、目標としてお話をさせていただきました。

それにあるように、おおむね78億円程度で推移するものと考えております。ですので、今の令和3年度末見込みの基金残高がそのまま減額することがないように財政運営を行っていく形を取りたいと思っております。

**○委員（屋久弘文）** 分かりました。財政調整基金、いわゆる貯金なので、極力必要以外は取り崩さないほうがいいのかなとは思いますが、以外とコロナの影響も財政調整基金には響いてなくて、ある程度の額は確保できているなというふうに思っているところですが、今後も今言われた78億円ぐらいをキープできるように、国県の補助金を持ってくるとか歳出を抑えるとかそういうところで努力を頂きたいなと思います。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

---

#### △財産活用推進課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、財産活用推進課の審査に入ります。

---

#### △議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** それでは、歳出から説明いたします。

予算調書97ページをお開きください。

上段になります。市民まちづくり公社費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

下の段、財産一般管理費は約1億3,000万円の増額となっており、その主なものは旧国民宿舎こしきしま荘解体工事などでございます。

次に、98ページ上段でございます。

車両管理費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

下の段、庁舎管理費は約1億1,000万円の増額となっており、その主なものは、組織見直しにより電話交換業務が移管されることとなったことから、電話交換業務専門員4人分が増となったこと及び庁舎維持補修工事などでございます。

次に、99ページでございます。

現年公用・公共施設災害復旧事業費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

17ページから18ページになります。

歳入は、下から6行目、基金繰入金市有施設保全基金繰入金が2億円の減額となっておりますが、これは対象事業がなかったことによります。

その他の歳入は、前年度と同様の予算計上となっております。

次に、予算書の14ページをお開きください。

第2表継続費でございます。

財産活用推進課分は、上段2款1項旧国民宿舎解体事業になります。総額3億5,400万円で令和4年度、令和5年度の2か年の継続事業となり、令和4年度は、1億4,160万円を措置しております。現在実施設計中でございますが、工期が12か月予定されており、年度を超すことから設定をするものでございます。

次に、15ページでございます。

第3表債務負担行為では、財産活用推進課分は上から2行目と3行目になります。

2行目、集中管理公用車両借上事業は期間を令和5年度から9年度までとし、限度額197万4,000円で公用車2台の新規リース分でございます。

3行目、下甕支所仮庁舎整備事業は期間を令和5年度から14年度までの10年間とし、限度額2億円で、令和4年度に整備する庁舎のリース料

でございます。

次に、令和4年度の主な事業等について概要を説明いたします。

別冊の総務文教委員会資料3ページをお開きください。

旧鳥丸小学校・朝陽小に関わる遊休公共施設等増築及び改修助成金について、まず旧鳥丸小学校でございます。助成金3,700万円を予算計上しております。活用事業者は、本市樋脇町にある株式会社岡野エレクトロニクスで、光端末ケーブル製造、防災資機材組立て事業を実施予定で、校舎、体育館を活用されるほか、校庭をサッカークラブの練習拠点として活用される予定でございます。

事業開始は、令和4年8月予定で、新規雇用で正社員1名、パート社員8名を予定されています。

次に、4ページでございます。

旧朝陽小学校については、助成金7,000万円を予定して予算計上しております。活用事業者は、鹿児島市の株式会社サードフォースですが、本市旧高江中学校に事務所を構えておりますエルアクトの関連会社でございます。事業はワイナリー事業を校舎と校庭で、体育館は実業団のバドミントンチームの練習場として活用される予定です。ワイン製造については当面、ぶどうの濃縮液や地元産ぶどうの規格外等を購入し、製造するということです。

事業開始は、令和4年7月予定で、新規社員として正社員1名、パート1名を雇用する計画となっておりますが、本事業に係る大半の従業員は、サードフォース関連グループの障害者就労支援作業所に登録している利用者が従事する予定となっております。

今後のスケジュールは、両校とも現在文部科学省に財産処分承認申請を提出しており、承認され次第、土地建物賃貸借契約を締結し進めてまいります。

次に、5ページをお開きください。

3、下甕支所の仮移転事業（附帯設備工事）については、令和4年度設計施工一括発注方式により、支所庁舎を10年間のリースで仮設移転するもので、資料の（1）エの附帯設備工事にありますとおり、リース工事に含めて実施できない旧庁舎からの光回線などの引込み工事等を市の予算で

実施するものです。

次に、本庁の維持補修等の工事について、4、本庁屋内駐車場長寿命化工事については、老朽化の著しい本庁舎の屋内駐車場について、利用者の安全性確保のため補修工事を行うものでございます。

次に、6ページをお開きください。

5、本庁舎風除室等設置工事については、本庁舎本館2階エレベーター前、市民課などの空調の効きがよくない状況であることから、ランニングコストの削減をするため、1階エレベーター前のロビーに風除室などを整備するものでございます。

次に、6番、本庁舎シャワー室等整備工事については、災害時や消毒時の対応など職員の非常時の福利厚生のため、103会議室をシャワー室とロッカー室に改修し、移転後の現ロッカー室を102会議室と併せて改修を行うものでございます。

これら本庁舎の改修工事については、なるべく利用者に迷惑をかけないように実施してまいります。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（屋久弘文）** 分かっている範囲でいいんですが、今の閉校跡地の利活用、それぞれ朝陽小学校、鳥丸小学校、説明がありましたが、実は私の地元が高城西中学校という学校がありまして、白キクラゲの生産工場が入る予定でしたが、頓挫をしたいきさつというのがあって、そのときに地元の体育協会なんかで体育館と校庭だけは、湯田小学校の隣接にありますので、地元に使わせてくれという話をして、そういうふうな要望を聞いていただいたんですが、また例えばですけれども、鳥丸小学校でいけば、校庭は地域に開放いたしますよと、それから朝陽小学校ですれば、体育館はバドミントンの練習場になるので、多分地元も使えるのかなと思いますが、それぞれ鳥丸小学校という体育館とか朝陽小学校という校庭とか、そこらあたりは地元から使わせてくれとかという要望はなかったのかなと思って、そこをちょっとお尋ねをしたいと思います。

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** 地元とは今話をきてしておりますが、使わせてくれという要望もあつたりしますけれども、事業者さんの利用

のほうが優先しますので、協議をいただいて、使える時期があれば、そのときは使うというような調整をしていくということになります。

ただ、鳥丸小学校の体育館につきましては、倉庫等にも使われますので、恐らく使うことができないのではないかとということと、朝陽小学校の体育館につきましても、実業団のバドミントンが基本使いますので、基本使えないのかなということでございます。協議をしていくということになります。

**○委員（屋久弘文）** 元々利活用自体が地区コミュニティに最初投げかけて、利用がないということで民間に引き受けてもらえないかという相談で動いていらっしゃると思うんですが、特に小さな地域にあっては校庭とか体育館とか、そういった使える施設が限定されるので、協議をしてという話でしたけれども、地元としっかり協議をされて、そういう活動にもある程度影響がないように動いてもらいたいなど要望です。終わります。

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** 今委員おっしゃったとおり、当初地区コミュニティに投げて、地区コミュニティが使わないという話があって、この話がずっと事業者利用という話で来ていますので、事業者の事業のほうが優先はされると思いますけれども、できる範囲で協議はしていきたいと思います。

**○委員（新原春二）** 一点だけ、甕の里にありました旧国民宿舎の解体の関係で、債務負担行為をして完全に取壊しをするということで、本当に奥平課長ならではの事業じゃないかというふうに思いますが、長年懸案になっていました幽霊屋敷といいますが、そういうものが今回取壊しというのに非常にうれしく思いますし、事業が整ったということで本当にありがたいなど。

島の人たちも安心されるんじゃないかと思うんですが、取壊しはそれでいいんですが、跡地の利用についての何か協議といいますが、地元からの要望とかそういうのは出ているんですか。

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** 今のところ地元からの要望等は出ておりません。

市としましても一応更地にして、どういう使い方があるのかというのは今後協議をしていきたいと思っております。

**○委員（山中真由美）** 本庁舎のシャワー施設の工事についてちょっとお伺いしたいんですが、シャワールームとロッカー室を改修するというので、ロッカーが212個、これは新しく造るものなんですか。それとも今既存にあるロッカーを移設するという形になるんでしょうか、教えてください。

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** 今、東側から入ってくる売店の裏のほうにロッカー室はあるんですけども、そこが手狭というのがありますので、そのロッカーを移すということになります。

そして、ロッカー室の売店の裏にある102会議室をちょっと広く使えるようにできないかとしてるところです。

**○委員（川添公貴）** 鳥丸小学校の体育館は業者が入るということ。たしか学校を統合したときに外から入れるように体育館は改修したんだと思う。トイレを改修して、両方から入れるようにしたんだけども、その辺も使えなくなるのかということが一点。

それから朝陽小学校については、地元を使ってほしいという要望がかなりあったと思うんです。それで地元のいろんな人材、それから資材等も活用してほしいという要望があって、その辺の協議はどうなったかということ、これは2点目です。

3点目、企業誘致をされることは別段いいんですけど、正社員が1名でパートが8名で3,700万円、それから正社員が一人でパートが1名で7,000万円、どこもそうですね。だから要綱では一人以上となっているので、確かにそこは間違いないんだけど、もうちょっと雇用を増やせるようなことができないのかどうかです。

それで朝陽小学校のやつの説明を聞くと、障害者雇用を活用するようなことを今おっしゃったので、あれは障害者雇用を活用すると、別途障害者雇用の助成金が企業に下りるのでかなり、ちょっと言い方は悪いかもしれんですけど、通常賃金より安く抑えるところが多いんですけど、それだけじゃなくて、障害者雇用も大事なんですけど、あわせてその地元の方を採用できるような形をもうちょっと推進できないのかと思うんですが、いかがなものでございましょうか。

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** 鳥丸小学校の体育館の利用は、外からのトイレとかの話にな

るんだろうと思いますが、ここは地域からも要望が出ていまして、岡野さんがまだ正式に事業着手とかそういうふうになっていないのですが、事前の協議の中では、使われるときは使っていいということにはなっています。外から体育館のトイレを使うというのは、あくまでも事業者さんの意向が優先ですので、できるところとできないところとは出てくるというふうに考えております。

2点目、あと朝陽小学校のほうも、地区コミュニティのほうとは2回ほど協議をしております。その中で、小学校の校舎の中にコミュニティスペースみたいなやつもできるので、そここのところを使ったりとか、使える範囲で協議をしながら地区コミュニティのほうとも使っていける部分は使っていくというような協議になっております。

それから雇用の面については、私どもも多ければ多いほどいいんですけども、なかなか事業者さんの運営というのもありますので、今雇用の計画が上がってきている分で条件は満たしているの認めていくということになります。

ただ、鳥丸小学校なんかは波及効果といいますか、いちご栽培とかいろんな面でまた出てきたりしておりますのでそちらの雇用とか、あと朝陽小学校のほうもまた加工事業が広がっていけば、周りから農産物の購入とか、そういう面も波及効果としてはあるのではないかと考えております。

業者さんのほうには雇用のほうもお願いはしてまいります、業者さんの意向になるのかというふうに思っておるところです。

**○委員（川添公貴）** まず、朝陽小学校については、場所が使えるというんじゃないくて、おっしゃっていたのは、まず地域のいろんな物産を加工したりとか、そういう形でもう企業参画したい、地区コミュニティが稼ぎたいという形での参画を希望していらっしゃったので、中身を見るとぶどう栽培まで今後やっていくということなので、ただ、あそこの地区コミュニティの人は普及場の元所長さんだったので、その辺のノウハウを生かしていけば、もうちょっと有効にいけるのかなと思っています。そこはまた話を助言されてみたらと思います。

それから、鳥丸小学校のその外からと中からは入れるやつを、その企業側の優先事項であって企業側が承諾すればという話なんだけれど、私が企

業だったら絶対に許しません。あり得ないですよ、やっぱり簡単に企業が他人が入るなんて。だからきっちりと内からはもうロックアウトして、溶接して、外からは使えますよというような形とってというのをまた助言していただければありがたいと思います。

それからもう一点、この岡野さんがやったところの一部を多分A社がいちご関係の何かを使うかもしれないという話ですよ。それに対して補助金、助成金は出すんですか。

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** 校舎の改修で必要な部分があればですけど、そのテナント事業のところは出ないというふうに思っています。

**○委員（川添公貴）** 了解、出さないほうがいいです。いや、もう今多分あそこに来られるところ、今工事中なんだけど、これ大変、正直言って。今大変な状況なので、簡単に面積を増やして、簡単に収量が増えて、簡単に雇用ができるなんて言ったら大きな間違いです。だから民間でやられるならどうぞっていうことでも構わないと思うんだけど、補助金を出してまでこれは、今ないとおっしゃったので、その方向で行かれたほうがいいような気がします。

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** 閉校跡地は一体的に業者が使いますが、1事業者に対してしか補助金は出ませんので、あとは今言われた部分についてはテナントで入る業者ですので、そこには出ないということになります。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査を行います。

まず、当局から説明をお願いします。

**○財産活用推進課長（奥平幸己）** 委員会資料の7ページをお開きください。

薩摩川内市公共施設等総合管理計画の改訂について御報告いたします。

資料のほうは別冊として提出しておりますが、説明はこの資料で説明させていただきます。

なお、この資料の資料内の項目にページを入れてありますが、計画書の該当ページになりますので、後ほど御確認を頂きたいと思います。

まず、計画の見直しですが、本市で保有する公共施設の今後の基本的な管理方針を定めるため、国からの要請により平成28年度策定した薩摩川内市公共施設等総合管理計画については、国から策定後、新たに得られた情報を基に不断の見直しを実施し、順次充実させていくこととされています。そこで令和2年度に策定した個別計画及び学校や道路等の分野ごとに策定をしました個別計画の内容や財産処分のこれまでの取組内容を踏まえて、本計画を改訂をいたしました。

見直しの内容としましては、2にありますように国からの要請による追加事項で、第3章に有形固定資産減価償却率の推移と、4、公共施設の将来の見通し、充当可能な財源の見込みを、第4章にユニバーサルデザイン化の推進とSDGsの取組を追加しております。

また、イに記載のとおり、これまでの取組や数値・データ更新を行い、第6章にこれまでの取り組んできた対策の実績を追加したほか、計画書中の各データを最新のデータに更新をいたしました。

今回の見直し結果を3の改訂のポイントに整理してございます。

まず、ア、建物系公共施設の数量では、平成28年度当初計画からしますと2万6,000平方メートルほど増えております。これは、当初含まなかった公園のトイレなど附属の建物を追加したことや、これまで5か年の施設の増減によるものでございます。

次に、新たに分析しました、イ、有形固定資産減価償却率の推移では、類似団体と比較して減価償却率が高く64%となっております。古い建物が多く、今後老朽化が進行し、更新費用が必要となるということになりますので、施設の総量削減が必要ということにつながります。

次に、ウの公共施設の更新費用推計の結果でございます。

①1年当たり更新費用、当初計画約141億円とあります。これは、平成28年度当初、現状のまま施設を維持し、更新した場合に必要な更新費用になります。

今回、これまで策定された各種個別計画に基づき試算をしましたところ、各種個別計画に基づき計画どおり実施した場合ということになりますが、約82億円となり、かなり削減できる見込みとな

りました。

しかし、②に記載のとおり、当初計画での更新費用にかけられる費用の目標額を75億円としていることから、試算結果の82億円では、まだ7億円超過することになり、今後更に削減する必要があるという結果になりました。

今後も箱物・インフラの整備については、各種個別計画をさらに見直ししながら更新費用の削減ができないか検討をし、進めてまいります。

なお、公共施設の総量の将来的な目標は、平成28年度に公共施設再配置計画を作成し、公共施設の延べ床面積を30年間で43%削減するという目標値を定めましたが、これは市独自の計画であったことと箱物のみの計画であったことから、今後は、今説明しました国からの要請により策定した道路整備などインフラを含む公共施設総合管理計画により、インフラ整備を含む更新費用を年間75億円とする目標に向かって進めていくことといたします。

次に、8ページをお開きください。

薩摩川内市公共施設個別施設計画個票の策定経過等について報告いたします。

公共施設個別施設計画個票は、目的にありますように、昨年策定した薩摩川内市公共施設個別施設計画の施設別箱物の基礎データを1施設1個票として整理するもので、本資料により関係部署間の情報共有を行い、今後の再配置等の推進に活用しようとするものでございます。

2の策定経過にありますように、個票は最新のデータ及び方針で策定し、イメージ図のとおり施設名、建物情報として使用可能年数や劣化度のほか利用状況など、特に⑩に、この施設を今後どのように更新していくかなどの方針を記載いたします。

最後に、今後の方針に記載のとおり、個々の施設の状況については、今後、個別施設計画の基礎データと本個票を毎年度更新し、進行管理をしていくことといたします。また、本個票は決定後、主要事項報告を行い、市ホームページに掲載し、周知することとしております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課の審査を終わります。

---

△税務課・収納課の審査

○委員長（中島由美子）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）歳出から御説明いたします。

予算調書の100ページをお願いいたします。

上段の税務一般管理費は1,454万1,000円の減額になっており、その主なものは、税務関係職員の1名減によるものでございます。

下段の賦課徴収事務費は470万3,000円の増額になっており、その主なものは、令和3年度税制改正により、令和5年度課税分から固定資産税及び軽自動車税（種別割）の納税通知書にQRコードを印刷して送付するためのシステム改修経費等に係る委託料305万8,000円でございます。これにより納税者の方々におかれましては、お持ちのスマホでQRコードを利用して納税が可能となるなど、納税の利便性向上を図るものであります。

また、市税歳出還付金については、これまでの実績を踏まえまして100万円増額いたしております。

101ページをお願いいたします。

事項、固定資産評価事業費は4,204万9,000円の増額になっており、その主なものは、令和6年度の評価替に向けた固定資産評価業務の2年目に当たる業務委託で656万7,000円の増額と、3年ごとに実施しております標準宅地の標準価格及び鑑定価格に係る鑑定評価書作成に係る業務委託3,557万6,000円でございます。

○収納課長（山口隆雄）それでは、歳入予算について御説明いたします。

予算調書の102ページをお開きください。

上の段の収納率向上特別対策費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

下の段の徴収管理費については635万8,000円の増額になっております。主なものは、先ほど税務課長が説明しましたとおり、地方税統一QRコードを活用した納税が令和5年度から始まりますが、それに対応するための収納課分のシステム改修に係る委託料614万4,000円であります。

○税務課長（佐多誠一）続きまして、市税等の歳入予算について、収納課分も合わせて御説明いたします。

予算調書は19ページでございます。

市民税、個人分のうち現年課税分は、平成31年度及び令和2年度の決算額並びに令和3年度決算見込額の推移を踏まえまして、前年度比2,120万7,000円の減で計上しております。

均等割額は平均1.4%の減少傾向であることから、令和3年度決算見込額を1.4%減額しております。また、所得割額は平均2.3%の増加傾向であることから、令和3年度決算見込額を2.3%増額したことで、全体で令和3年度当初予算額より0.6%減額となっております。

滞納繰越分は、新型コロナウイルス感染症に伴い、申請により1年間徴収猶予される特例制度が終了いたしましたので、前年度比118万8,000円の減で計上しております。

市民税、法人分現年課税分は、令和元年度の税制改正を踏まえ、前年度比974万9,000円の減で計上しております。

均等割額は過去3か年度の税額が令和3年度当初予算額の1%増額となりましたが、法人割額が3.8%減額となったことから、全体で令和3年度当初予算額より1.8%の減額となっております。

滞納繰越分は、先ほど申しました新型コロナウイルス感染症に伴う特例制度が終了いたしましたので、前年度比834万円の減で計上しております。

固定資産税、現年課税分は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中小企業の売上高が30%以上減少した場合は、課税標準額を減額する臨時的特例制度が設けられましたが、令和3年度で終了したこと、また電気事業者の設備投資に

伴い、前年度比30億1,171万4,000円の増で計上しております。

滞納繰越分は、先ほど同様、新型コロナウイルス感染症に伴う特例制度が終了しましたので、前年度比8,924万9,000円の減で計上しております。

次の国有資産等所在市町村交付金は、前年度比1.26%の増で計上しております。

軽自動車税の現年課税分について、環境性能割は税率2%を1%に軽減する臨時的軽減措置が令和3年12月で終了したため、軽自動車税環境性能割は、前年度比72.1%の増で計上しております。

次に、種別割は、経年重課やグリーン化特例（軽課）、車種ごとの増減を踏まえ、前年度比9.44%の増で計上しております。

滞納繰越分は、先ほどと同様、新型コロナに伴いまして特例制度が終了しましたので、前年度比81万9,000円の減で計上しております。

市たばこ税の現年課税分は、税率の段階的引上げもありましたが、健康志向の高まりから本数が減少していることから、税収は減と見込み、前年度比1.56%の減で計上しております。

入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は入湯者数が約2万8,000人減少いたしました。令和3年度は回復傾向であることから、前年度比47.23%の増で計上しております。

使用済核燃料税は、使用済核燃料の課税体数を45体増の1,946体と見込みまして、前年度より1,215万円の増で計上しております。

次からは、市税以外の歳入となります。

総務手数料として、資産等証明手数料ほか3件。

次の20ページには、総務費委託金として、県民税に係る県からの徴収事務委託金のほか、延滞金、過料、滞納処分費、弁償金をそれぞれ計上しております。

21ページでございます。

収納率向上特別対策費として、国民健康保険事業特別会計より繰入金を計上しております。

次に、債務負担行為の説明をいたしますので、お手数ですが予算書の15ページをお開きください。

税務課分は、中ほどの軽自動車税納税通知書作

成等業務委託と、次の市民税・県民税納税通知書作成等業務委託の二つでございます。

軽自動車税は5月に、また市民税・県民税は6月に、それぞれ納税通知書を発送いたしますが、この発送に間に合わせるため、前年度中に契約を締結する必要がありますことから、例年、債務負担行為を設定させていただいているものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）税務課か収納課か両方分かるんですけども、この間、山口課長のほうからいろいろ御説明を頂いて、収納の大変さがひしひしと分かってきたんですけども、本当に御苦労さまでございます。

今現在、固定資産税に限って言えば、滞納をされている額というのはどのくらいあるんですか。

○収納課長（山口隆雄）今現在ということになりますと、令和4年の2月末ということになりますとお答えしますが、現年度課税分で未納が6,400万円程度、令和3年度課税分です。これはまだ出納閉鎖の5月末まで納入がある分については減っていきますので、そのような形で。滞納繰越分のいわゆる令和2年度課税分以前のもので、これも今年の2月末で3億6,600万円ほどあります。合わせますと4億3,000万円ほどですが、年度末、3月、また5月になるとこれが随分少なくなるとは思っております。

○委員（新原春二）今説明がありましたが、大体、現年今までの分を含めて38億円ぐらい滞納があるということでありまして。それなりにまた大変な……。

〔「3億円」と呼ぶ者あり〕

○委員（新原春二）4億3,000万円か。これを取って毎年、今年の予算でいえば5,000万円ぐらいは徴収できますよということですよ、予算から見れば。

そういう意味では非常に大変な作業だと思うんですけども、特にここは現に薩摩川内市に居住をしていらっしゃる方以外に結構多いんじゃないかと思うんです。もう相続ができずに、追いかられないというものも結構含まれていると思うんですけど、私も今頼まれてそこら辺の調査をし

ているんですけれども、どん詰まり、どうしようもできない状態でお手上げ状態なんですけれども。

そういう中で、もう今収納課にそれを全額というのは大変ですけれども、考え方として部長どうなんですか、相続はされていない物件の固定資産税、この収納の在り方についてもう考える時期じゃないのかと思っているんですけれども、これをどう考えていくかについては、非常に市民のアンバランスもあるので大変なんですけれども、その辺のこの固定資産税の滞納の関係で、相続ができていない分で追いかけれられない部分というのは、今後どうされていく予定なんですか。

○総務部長（田代健一） まず、固定資産税について相続が発生した場合は、現年の時点で税務課におきまして相続人の中で納税代表者を決めていただいて、その方に対して納付書を切るように手続をします。

ただ、先祖代々引き継いできたような土地とか共有地等については、所有者が多数にわたった共有名義の土地もその持分に対して相続が発生するような場合があります。そういったのについては非常に税務課におきましても、どなたに対して納付書を送ればいいのかというのは非常に苦勞をしているところです。この状況というのは薩摩川内市に限ったことではなくて全国一律発生しておって、全国の税務担当職員が悩んでいるような現状にございます。

そういった中で、以前の委員会でもちょこっと申し上げたんですけれども、不動産登記法の改正で、まず登記について相続発生時に登記義務が生じるようになります。これも多分経過措置が設けられますけれども、現時点において登記が未了になっている分についても、登記義務が経過措置を経た上で発生するようになりますので、それを待てば、ある程度登記が進んでいって、正当な課税をすべき方というのが分かってくるようになりますと思いますけれども、それまでの間は地道な作業になりますけれども、今税務課、収納課でやっているんですが、戸籍をずっとたどって、お近くの方で相続義務があられる方をお願いをして、御了解を頂いた上で納付書を送るという地道な作業を続けざるを得ないというような状況にございます。

○委員（新原春二） まさにそのとおりで、税金をかける税務課、それを収納をしていく収納課が

非常に頭を痛めて、もうにっちもさっちもいかない状況もあるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味では、今度の法改正を一つの契機として、そういうものができるような状況を早く前準備していく必要があるんじゃないかと思えますので、ぜひこれについてはまた課内で、また全庁的な検討が必要だと思えますので、ぜひ善処をしていただくようお願いをしておきます。

○委員長（中島由美子） では、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文） 1件だけ検討をしていたくないかという要望をさせていただきたいと思います。

土地の所有者であったり面積、地目なんかを調べるときに、今本市の場合は多分、税務課の窓口に行って地籍図をコピーしてもらって、土地台帳を閲覧をして記載をしていくという流れで特定していくんだと思うんですが、実は先月、さつま町に同じ仕事を頼まれて行ったときのことでございますけれども、さつま町はある範囲を指定すれば、その範囲の土地の地番、それに基づく所有者、地目、地籍、そういったものが全部一覧で、システムで出してくれたんです。地籍図で100円で多分閲覧は1冊200円とか、そんなふうにして手数料を払っていくんでしょうけど、さつま町の場合も、地籍図自体が200円だったと思いますが、閲覧相当分を500円ぐらい追加をした形で徴収はされたんですが、市民というのはなかなか土地台帳というのは見慣れていないのでミスも多いのかなというのとも考えられるし、何よりかにより倉庫に行ったら台帳を持って来たり、終わったら台帳を帰したり、土地台帳の見方を説明したりと、窓口職員の負担もかなりあるんだと思うんです。この台帳閲覧等については。

そこらあたりを考えれば、システムには入っているはずなので、その窓口に来られたときに、少々手数料は上乗せしてでも、そういった形で出

してやるということは検討できないのかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○税務課長（佐多誠一）今委員から御指摘のとおり、本市の地籍図は法務局の地籍図と同様に地番のみ掲載しておる状況でございます。

実際のところは窓口で地目、地積、名義人を掲載してほしいという特段の要望は聞いてはいないところではございます。また、住所を掲載しておりませんので、もし住所が必要な方につきましては、またやはりその窓口で土地台帳を閲覧することになろうかと思われま。

また、地籍図で名義人等を掲載すると、そういう掲載情報が多くなりまして、小さな紙では出なくなりますので、分かりにくくなりますので、やはり先ほど委員がおっしゃいましたように、少しまた手数料条例の改正も検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

したがって、地籍図に名義人等を掲載することにつきましては、また他市の状況等も情報収集しながら検討していきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

○委員（屋久弘文）検討してもらいたいと思ひます。もう本当市民も喜ぶだろうし、職員も楽になると、どう見ても思ひます。私もそういう仕事を以前しよったので、それができれば助かるかなと。

○総務部長（田代健一）今お聞きしましたので、ちょっと税務課のほうで、さつま町の事例というのは研究させていただきますが、税務課のほうで窓口で住民サービスで出している分というのは、地税法なり地籍の関係で法令に基づいて出している資料ですので、個人情報を含む情報になってまいりますので、どこまでの情報を複合して新しい簿冊等ができるのかというのを含めてちょっと勉強させていただきたいと思ひます。

○委員（屋久弘文）まさしく登記簿は、うちの土地台帳は、法務局からの登記通知に基づいて訂正をしていくので最新ではないというところもあると思うので、そこら辺りの時点の捉え方なんかも、ほかの町村やらを確認していただいて、まさしく今言われたプライバシーもあるので、そこら辺りも踏まえて御検討をいただければと思ひます。要望です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

△契約検査課の審査

○委員長（中島由美子）次は、契約検査課の審査に入ります。

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○契約検査課長（園田克朗）まず、令和4年度当初予算、予算調書の107ページをお開きください。

契約検査課は契約検査事務費1事項でございます。入札契約並びに工事検査に係る経費でございます。前年度と同内容の予算計上となっております。なお、歳入はございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局から説明をお願いします。

○契約検査課長（園田克朗）それでは、総務部関係の総務文教委員会資料の9ページをお開きください。

契約検査課では、市内建設業団体と意見交換会を行い、今後の入札制度について整理を行いましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、意見交換会の目的は、時代に即した入札制度とするために行ったものでございまして、実施期間は4月から12月で、参加団体は記載のとおり11団体と行いました。

意見交換会では、本市の入札制度や不調不落対

策について30分程度説明を行った後、質疑応答を行い、当日は、現状での説明にとどめ、全体意見集約後、改めて文書回答を行っているところがございます。また、庁内発注課につきましては、意見等を踏まえ適切に対応するように周知も行ったところでございます。

次のページをお開きください。

意見交換会での主な意見でございますが、実務に関する意見が多くありました。

アでは設計に関することでございますが、設計と現場での相違がある、資材価格高騰時の対応などで、設計変更ガイドラインや契約書のスライド条項などで対応していることを説明しております。

イの発注に関することでは、県に準じた制度に戻る考えはないか、逆に、格付制度にすると小さな事業者は受注機会を失う、総合評価落札方式参加条件、分離分割発注や合冊など、それぞれの事業者の立場においての御意見を頂いたところでございます。

ウの検査に関することでは、書類の簡素化、若手技術者表彰などに対しての意見がありました。書類の簡素化につきましては、本年度からスリム化ガイドラインを改定しておりますので、その内容を確認され、簡素化すべき具体的提案があったらお知らせいただくようお願いしている状況でございます。

意見交換会を踏まえ、本市入札制度の今後の方向性について整理を行ったところでございます。

次のページをお開きください。

まず一つ目が、入札制度について整理をいたしました。本市の入札制度の工事品質評価型入札制度は、ア、談合を未然に防ぎ、透明性も維持できる、イ、頑張った企業や技術者が報われる制度で、高品質の工事の完了を期待することができる、ウ、優れた技術者の育成を図ることができるなどの特徴があります。

また、3,000万円以上の工事は、事業者の総合点、いわゆる事業者格付を考慮した総合評価落札方式の入札としていただいております。

このようなことから、透明性の確保、公正な競争の確保、品質確保、優良企業・技術者の育成の観点から、今後も3,000万円未満の工事では、引き続き工事品質評価型入札制度を継続していくこととしたところでございます。

二つ目は、工事品質評価型入札制度におけるA、B、C区分の見直しでございます。現在、工事成績平均点も上昇傾向にあり、平均点がA区分の75点を超えており、多くの事業者がほぼ全ての入札に参加できている状況でございます。そのため、成績上位者に対するインセンティブの役割が機能していない状況であることから、頑張る事業者を適正に評価するためA区分の点数を見直すものでございます。

具体的には、下の表左側の現行欄を御覧ください。

A B C D区分とありますが、事業者の工事成績評点平均点が75点以上だとA区分となります。A区分の事業者は全ての入札に参加することができます、10割と書いている。平均点以上のB区分では9割の入札、C区分は4割、D区分は3割の入札に参加ができることとなっています。このように工事成績が優秀であると、入札に参加できる機会が多くなるという制度でございます。

先ほど説明しました、A区分のインセンティブが機能していないとは、平均点が75点以上になってきていますことから、A区分の事業者の優位性が働いていないため、この点数を見直しするものでございます。具体的には、右の表の見直し後になりますが、A区分がこれまで75点以上でありましたが、工種において平均点に開きがございすることから、工種ごとに記載のとおりA区分の点数を引き上げるものでございます。なお、7月1日以降の公告から適用するものとしております。また、B区分以下につきましては変更はございません。

次のページをお願いいたします。

参考までに、工種ごとの工事成績評定点の平均点をグラフ化しております。事業者の努力によりまして、いずれの工種も平均点が高くなってきています。5年前に比べ工種ごとの平均点の開きが大きくなっている状況がお分かりかと思います。そのため、工種ごとに基準点を設定したところでございます。

(3) 総合評価落札方式の見直しについてでございます。

入札公告ごとに入札参加要件に総合点を採用し、総合点の高い事業者が参加できる仕組みでございますが、令和4年度の総合点により判断すること

としているところでございます。

次に、3、優良建設工事施工企業等表彰の制度見直しについてでございます。

適正な施工の確保、技術の向上に資するため模範となる企業及び技術者を表彰しているところでございます。表彰は、工事成績評定点が84点以上としていましたが、工事の約3割が84点を超える状況であることから、真に模範となるべき工事を表彰するため見直すものでございます。

改正案といたしましては、(1)表彰部門に災害復旧工事を追加いたします。災害復旧工事は年度により工事件数が変動することから別に設けるものでございます。

(2)表彰対象者の選定方法でございますが、部門ごとに工事件数の割合で表彰件数を求め、その部門の上位者の者から表彰するものでございます。なお、70点未満の評定点がある場合は除外し、同一の部門において同一の企業または技術者が二つ以上対象となる場合は点数の高い工事を表彰するもので、重複を避け、受賞者を広げる措置するものでございます。

なお、この表彰の見直しは、令和4年度竣工工事から対象とするものでございます。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（新原春二）**入札方式の関係で、各企業のある団体のいろんな御意見を聞いてほしいということで話をずっとしていました。今回、そうした工種別にいろんなお話を聞いていただいたというのに大変感謝をいたします。それに基づいて、今後やっぱり入札制度がきちんとなっていけば、非常に皆さん納得をされて、そしてまた、素晴らしい工事を目指して頑張っていかれるんだろうと思いますので、出された意見も多数あります。それで、納得できるものも、お互い天秤をかけなければならぬものをやっぱりあると思うんですけども、そこ辺はもう市の業務の範疇ですので、思い切ってやっていただければいいと思うんですけども、やっぱり世間の中では、誰でも参加ができるんだけど、従業員が5人しかいないところで、技術者がいい人がおって、成績が上がってくる。だけど、こういう昔で言うCクラスの人がAクラスの人を下請けに入れて、また点数を上がってく

るという状況もあるんだというのをよく耳にするんです。それは、もう今の入札制度からして正当ですから何も言えないことなんですけども、ただ、災害になった場合に、実際、従業員がたくさんおって、機材も持っていて、人たちが結構動くんです。そうした場合に、その大きな業者からすれば、何かおかしいよねというふうなのがあるんです。そこら辺で3,000万円という金額を切ってされているということは、もう分かっているんですけども、やっぱりそうした企業の育成を今後図っていくということになれば、やっぱり機材を持って、やっぱり大きな事業を展開をしていく、そうした人もやっぱり育てにやいかんと思うんです。これからまた災害がどうなるか分かりませんが、そこら辺もやっぱり一つの力点を見出すような方式をちょっと考えられたらどうか。大きな企業は、私たちは下請けに入らにやいかんでもうということで、非常に士気が低下していく状況も考えられますので、そこら辺のことも考慮をされて、今後、また入札方式のいい方向の改正ができれば素晴らしいと思いますけども、今回はこうした意見を聞いてもらって、また全てがオーケーではないと思いますので、これをさらにまた進化をされて、入札関係、そしてまた仕事の透明性、そしてまた、工事の完成度の高い工事をしてもらうように、ぜひまた御指導等も含めてしてください。今日は話を聞いていただいたことに感謝を申し上げます。今後またよろしく願います。

**○委員長（中島由美子）**回答はいいんですね。

**○委員（川添公貴）**るる入札、札入れに関しては説明いただいたんですけど、完成検査等について、前からお願いしていたんですが、受注金額によって差があるべきだという、書類の差があるべきだということを言われて、ここに書いてあるように、500万円も1億円の工事と同じ書類だと書いてあるんですけど、これについては、その話合いされたところに、どういう形で回答されたのか教えてもらえませんか。

**○契約検査課長（園田克朗）**工事完成図書のスリム化ガイドラインというのを策定しております。それ今年度初めのほうに策定して、周知をしてお示したところでございます。

金額によって書類が変わるというのは、内容的には一つの項目で、あとは金額としては量が多く

なるという考えではございます。

あと500万円以下の工事につきましては、成績対象外ということで、工事成績評定対象外というようなことになりまして、検査の評定対象外については、工事の検査の簡素化を図るようにしており、それにつきましては、できるだけ1時間以内ぐらいで終わるような形、完成図書につきましては、こういう工事をしっかりやったんだという証明書類としての保管しますので、必要とされるものは提出していただくということで、ガイドラインは整理をしているところでございます。

一点例としていいますと、県とか国、公共団体等へ提出する手続等の書類につきましては添付は必要ないとか、そういうような具体例を挙げてガイドラインは整理がされているところでございます。

**○委員（川添公貴）** 詳しくは分からないんで、そのように言われたもんですから、それと、必要書類を1回1回持ってこいというような話で、今は、インターネット、メール等で事前に書類等については審査はできるんじゃないのと、事前審査が、大分前、切通さんがおったとき、またこうやって1時間以上こうやって語っていたところがあるんですけど、御存じのように、その後、検査に立ち会いにいったときは、斧渕のあすこの橋の完成検査でしたから一千何百万円の仕事やったかなたしか、書類がごげんあるんです。それを TENT を張って、ヘルメットも準備して、延々と2時間か3時間やった。それでずっと見ていたんですけど、現場を検査しちゃったとは1時間程度、現場で書類をずっと見られていた。だから、その検査するしないはということを言うんじゃないくて、例えば事前にできた書類であれば、もう事前に提出しておいて、書類審査をした上で現場検査をするとかという改善点を設けていけば、お互いに時間のロスが、もうお互い時間の切り詰めができるんだろーうというような話も頂いたんですが、そこがちょっと出ていなかったの、そこ辺をどういうふうに考えていらっしゃるかということをお教えしてもらえませんか。

**○契約検査課長（園田克朗）** 工事検査につきましては、工事が完成したということで、完成報告書を提出していただきます、全部一式そろって。それから、2週間以内には検査をするというのが

基本でございまして、検査をする職員は、監督員と、それから総括監督員が行いまして、最終的には当課の検査下命を受けた者が検査をしておるんですが、検査下命を受けた職員は、事前に、先ほど言われた分厚い資料と言われますが、それらを事前に全部チェックして検査に及ぶときには、もう質問項目だけを整理して、ここはどういうことですかと。今、それで昔みたいに写真を全部プリントアウトしなくても、パソコンで見えるようになっておりますので、そのパソコンのフォルダの中に入っているものですから、どの写真というのをすぐ分かるように、例えばその写真番号が書いてありますので、その写真の番号のこの内容はどんなんですかというのを、書類検査ではもう事前に確認できるようにして、あとは当日そこで説明を受けたら、現場検査をするというようなことで、職員も、検査がいっぱい年度末重なる中で、残業をしながらですけど、検査の効率化に努めているということは御理解をいただければと思うところでございます。

**○委員（川添公貴）** 分かりました。そのように説明しますんで。

それと、ちょっとこの入札制度のあれなんですけど、今、不落は全体の発注工事の何%ぐらいあるんですか。件数と金額と。

**○契約検査課長（園田克朗）** 災害復旧工事だけちょっと抑えてきているんですけど。

**○委員（川添公貴）** 災害は別個なんで、言いたかったのは、四十何%、不落がたしか前の資料であつたような気がしたんですけど、結局、その災害を取れないというか、もう取りたくないという雰囲気があるんです。災害どんどんしていかなきゃいけないんですけど、普通のやつがもう不落になった上に、市を取るなら、まず先に県を取りたい。それから、災害は場所を選びたい、今さっき新原委員のほうからありました。人がいないからもう取らないってというのがあったんで、不落について先にお聞きしたんですけど、要は、そういう災害復旧等が、7月のやつが今発注になっているやつもあるんで、年度末は迫っている。うちの東郷では藤川の堤防が決壊したわけですけど、今、がんがん重機が入ってやっているんです。これこの前発注になったばかりなんです。だから取ってもらわなきゃいけない。そこ辺がそういう痛しか

ゆしなんで、だから不落率がどうなのか、それとも、災害をどうやって受注していただくかということで、今後の計画をちょっと考えを聞きたいところだったんです。なるべく不落がないようお願いをしたいと思うんですけど、ちょっと私の独り言が多過ぎて答えようがないかもしれませんが、そういうことです。

現場はそういう意見をおっしゃるもんだから、何とか取っていただいて、早く済ませていかなきゃいけないという思いがあるもんですから、そこ辺の対応を今後ちょっと早期発注とか、単価の見直しとか、週休2日、多分建設業界は年間カレンダーを使っていると思うんです。年間カレンダーでなきゃ無理なんで、そこ辺の支援体制、それで、工期が夏場が暑さ対策で10日から20日ぐらいちょっと工期が延びるのかな。そこ辺もうちょっと検討していただければなと思っているところです。何かそれについてありましたら。

**○契約検査課長（園田克朗）** 今実情を説明していただきましてありがとうございます。実際、私も、非常に今言われた内容の点、苦慮しているところで、言われたとおり、意見交換会の中でも、災害、特に不落が多いもんですから、何でなんですかというようなことでいうと、やはり現場条件が悪いと。道路にも面していないようなところであつたりとか、そういうような御意見を頂く中で、じゃあどうすればいいのかということで、いろいろ御意見も聞くんですけど、それを解決できる方法というのなかなかなくて、今一応そういう対策では八つほど対策を講じているところでございますが、その内容で、今後どのようになっていくかということを期待しているところで、特に指名競争入札で災害復旧工事はやっておりまして、まず指名競争入札、災害の現場近くの事業者さんに指名をするということでやっております。今年の災害というのは特に多かったのが、今、言われた東郷、それから、祁答院、それから、川北の陽成から、吉川のあちらのほうの山沿いのほうのその3か所が非常に多くて、基本的に地元現場に近い業者さんも、私たちも頑張るといようなことを意見交換会でも言われておりますので、指名としてお願いしているところでございますが、やっぱり工事もこれだけ多くなると、なかなか受注もできないというようなことの中で、その次の

対応といたしまして、一般競争入札に付しているところで、今現在では、指名競争入札を、今、1月になってから3年度の災害の発注がだだったと入札公告をやっている状況で、今指名競争がそういう形で中止になっている状況、今後また一般競争入札でどういうふうに参加になるかというのをちょっと見極めながら、また、できることは何か方策は考えていきたいと考えているところでございます。

**○委員（川添公貴）** 手の打ちようがないことはないんだろうと思うんですけど、頑張ってもらいたい。

例えば、災害が起こったときに、真っ先をお願いして、真っ先に臨時仮復旧に行かれる業者がある。一般競争入札にかかったとき取れない。そういう現状がある。一般競争入札ですから、例えば、私が、災害が起きた、何とかしてくれといって走って行って土のうを積んで、朝早うからやって仮復旧します。本工事が発注になったときは、指名されても落とせない、そういう現実がある。それは、当然一般競争入札ですから、制度上問題ないんですけど、そこ辺を、例えば、仮復旧に行かれたやつが、その現場に関しては1.2倍の点数をつけて優先度を上げてとかいうのを、手だてを打って行って、通常工事と違った災害復旧の場合は1.2倍の一般管理費の部分です。一般管理費の部分は1.2倍で計算してくださいと、提案です、せえということじゃなかですから、間違いなく。せえといえば入札妨害になりますんで、そういうことは言いませんけど、検討してほしいのは、そういうのを設けて、早期に受注していただいて、早期に回復するということの手段の一つとして考えていただければと思います。根っこはそこにあるんです、取れないということ。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課の審査を終わります。

---

△防災安全課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、防災安全課の審査に入ります。

---

△議案第39号 令和4年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止してありました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）まず、歳出のほうから御説明をいたします。

予算調書の103ページをお開きください。

上段、自衛官募集事務費から、次ページの104ページの下段、災害予防応急対策費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、105ページ、上段の防災行政無線通信施設管理費につきましては、978万8,000円の増額となっております、その主なものは、地区コミュニティ無線の再送信局の増設工事や防災行政無線の基地局の修繕などでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の22ページをお開きください。

消防使用料ほか歳入につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）市民の安全確保と防犯対応の推進のところで、大綱心の補助金が出されているんですが、これで免許返納に対する5,000円のタクシーチケットを見てあるんですけど、何人分を見てあるんですか。それと、広報活動については、交通安全協会だけに丸投げじゃなくて、交通安全協会以外で市はどういう対応を取っているのか、この予算で、まずはお答え願います。

○防災安全課長（堂元光信）予算につきましては、5,000円のタクシーチケット400名分計上してございます。

あと交通安全協会も当然普及啓発事業をいただいておりますが、本市としまして、FMさつまさんだいを通して広報活動等しております。

○委員（川添公貴）400名とおっしゃったです。分かりました。いや、それからすると、交通安全協会に対するこの負担金が少ないなと思って。

まあいいや。

それから、聞き慣れない言葉があったんでちょっと教えていただきたいというか確認をしたいんですが、国民保護協議会の委員という、国民保護協議会というのは、何をして、どういう方がいらっしゃるのか。

○防災安全課長（堂元光信）国民保護協議会でございますが、本市でも、国の国民の保護に関する基本指針に基づきまして、市の国民保護計画というのを策定しておりまして、この計画内容について審議いただく協議会でございます、会長は市長以下、国、県の機関、自衛隊、市の職員からなっております。

○委員（川添公貴）国民保護法の下部組織ということですね。了解。とりあえず、今のところこれだけで。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局から説明をお願いします。

○防災安全課長（堂元光信）委員会資料の14ページをお開きください。

令和4年度薩摩川内市地域防災計画の修正内容についてでございます。

まず、1番目、地域防災計画の修正の概要についてでございますが、例年、国や県の地域防災計画の一部修正によりまして修正してきておりますが、来年度は、これに加えまして、令和3年度、4年度の機構改革等に伴う修正を4月に予定しております薩摩川内市防災会議で審議の上、修正を行うものでございます。

2番目、主な修正内容でございます。

（1）です。災害対策基本法の一部改正及び避難情報に関するガイドラインの改定に伴う修正とございますが、こちらは、昨年の5月に避難勧告を避難指示に一本化するなど改正がなされたもので、これまで運用でこれを指示等をやってきましたが、計画を遡って修正をするものでござ

います。

(2) 庁内組織の改正に伴う修正でございますが、令和3年10月の甌の再編、それから、令和4年4月の組織機構の一部見直しに伴いまして、災害対策本部等の組織の名称や所掌事務の見直しを行います。

その他、統計等の数値や、これに伴います語句の訂正等を行う予定でございます。

説明については、以上でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）交通安全対策は所掌しています。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（川添公貴）さきの県議会の答弁で、交通安全対策については、要望の約80%ができていうふうな答弁があったように思うんですが、本市で把握している通学路と、また、その他を含めた交通安全、危険地帯はどれぐらいあるのか。

それから、それに対して、令和3年度中にどれだけ解消したのか。ちゃんと解消したのか、それ分かったら教えていただけないでしょうか。

○防災安全課長（堂元光信）市全体での危険箇所等の件数でございますが、大変申し訳ございません、こちらで把握をしておりません。

当然、小・中学校等のスクールゾーンにおきましては、教育委員会のほうで安全点検箇所を把握してしておりますし、あと一般道につきましては、交通安全協会のほうで安全点検等を実施しております。

どの程度危険箇所があるかというのは、上がってきたものであれば把握できますけれども、今ちょっと手元のほうにない状態でございます。

○委員（川添公貴）データ何も持っていない。さきに交通安全対策に関することは所掌していますかと聞きました。はいということでした。何で資料がないの。それで、交通安全協会が危険箇所を点検して回るということはない、ありません。道路診断の申込みはできるんです。これはある。通学路のスクールゾーン30については、市内はたしか二、三か所しかないんじゃないのかな。各学校は通学路の点検等をやっているのは分かりま

す。だから、それを一括して、所管である事務なんで持っているべきだろうと思うんです。それに対して、どの課が担当であって、その課がどこまで進んでいるかというのは、きちっと把握しておくべきだろうと思います。というのは、県議会の答弁者が誰だったか分かりますよね。そこがしっかりと80%とおっしゃっているんだから、データ持っていらっしゃると思うんですけど。持っていないということなんで、持っているというまで質問しようか。

○防災安全課長（堂元光信）確かに議員御指摘のとおりでございます。今から、また今後、関係課と連携しながら、危険箇所等の把握、それから、交通安全の推進に取り組んでまいりたいと思います。

○委員（川添公貴）ぜひ、これ以上言わないけど、お願いしたい。何でかという、教育委員会でも今報告があったように、身近なところで子どもたちが被害に遭うわけ、身近なところで高齢者が被害に遭っているの、例えば、ここにガードレールを据えたらいいよねというのが教育委員会が持っていたら、そういうのは、建設維持課に行くのか、防災安全課に行くのか分かりませんが、やはり、そこは防災安全課としてきちっと抑えておいて、早期に担当部署に指導する、やるべきですよというふうな形にやっぱり持っていったほうがいいと思うんですが、危機管理監、書類見ちゃったって何もならん、答弁してみてください。

○危機管理監（佐多孝一）まずは申し訳ありません。今、課長のほうからの答弁があったとおり、全庁的にはその教育関係、あるいは建設サイド、あるいは交通安全協会、警察と連携して、そういった危険箇所等の診断テスト、場所等も我々も一緒に同行して見ているところなんですけども、そこを集約した形でのデータというのを、今現在、防災安全課で集約していないところですので、議員御指摘のとおり、今後、所管している課として、そこをしっかりと取りまとめていきますので、申し訳ありません。

○委員（新原春二）先日、平佐川の水位ポンプが壊れて、それに対する調査委員会ができて、その答申が市長に提出されました。ここでもいいんですか、防災安全で、建設部になりますか。防災安全の立場から、あの答申をどう受けて、具体的に

防災安全のほうから、これからどんな会議を持って答申に答えられていくのかというのが、非常にまた見えてこないもんですから、そこら辺の防災安全サイドからのあの答申に対する考え方というのはありますか。

○防災安全課長（堂元光信）先日、川内地区、平佐西地区の防災力の向上を目指してということで、市もですけれども、河川事務所等に提言書を頂いております。この内容につきましては承知をしております。防災安全課としましては、ソフト・ハード含んで防災対策やっていくんですが、もうこの中で特に防災安全課としてソフト的なことも御提言頂いております。情報提供の充実をなさうとか頂いておりますので、我々としても、この内容、当然、今現在、我々としてもやる限りのことはやっている部分もございますし、引き続き、連携強化していくべきところもございますので、この提言を受けまして、建設部等も含めて全庁的にこの内容の方向性、確認しながら取り組んでいきたいと思っております。

○委員（新原春二）ぜひ調査委員会が真剣に取り組んでいただいて、せっかく提言を上げてもらったんですけども、防災安全の立場からやっぱり防災安全課が主軸になって、建設部だとかもろもろの部署に物が言えるような体制をぜひ、防災安全、今度は課になりますけども、ぜひまたよろしくをお願いをしたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね15時30分とします。

~~~~~

午後3時14分休憩

~~~~~

午後3時28分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（中島由美子）次は、原子力安全対

策室の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）それでは、歳出から御説明いたしますので、予算調書の106ページを御覧ください。

2款1項16目原子力安全対策費、事項広報調査事業費1,455万2,000円につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、歳入について、予算調書の23ページを御覧ください。

17款2項1目総務費補助金のうち3節広報調査等交付金1,800万円で、歳出、広報調査事業に対応しており、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室の審査を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）予算調書は253ページになります。

上段、選挙管理委員会費、下段、選挙啓発費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

ります。

次のページの254ページ、上段、参議院議員選挙臨時啓発費の15万1,000円は、今年7月25日任期満了の参議院議員選挙時の啓発に関するものでございます。下段、参議院議員選挙費の5,409万2,000円は、同選挙の執行に係る経費で、投票開票時の従事者等の報酬や時間外勤務手当、ポスター掲示板設置撤去業務委託等が主なものでございます。

次のページの255ページ、上段、鹿児島県議会議員選挙費の1,383万6,000円は、令和5年4月29日任期満了の鹿児島県議会議員選挙の準備に要する経費で、会計年度任用職員報酬、職員の時間外勤務手当、ポスター掲示板の設置撤去業務委託等が主なものでございます。

次に、歳入予算について、予算調書の85ページをお開きください。

在外選挙人名簿登録事務委託金は、昨年と同額を計上しております。

参議院議員選挙委託金を5,377万2,000円、鹿児島県議会議員選挙委託金1,383万6,000円、参議院議員選挙啓発推進事業委託金15万1,000円を計上しております。

次に、債務負担行為については、予算書の15ページをお開きください。

鹿児島県議会議員選挙費で、令和5年度に676万8,000円の限度額を設定しております。設定理由は、同選挙の執行が年度をまたぐことから、委託料や賃借料等について設定するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）すいません。開票区が3から2に、たしか、なりましたよね。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）はい、そうです。

○委員（川添公貴）それは理解した上で質問ですが、第1投票区と第2投票区の間で、その投票区に帰って投票はできないと、期日前を含めて。何とかできれば、第1に寄って第2ができるとか、第2に寄って第1ができるとかという具合にできないかと最初、お願いはしていたんですが、検討されましたか。できれば、回答をお願いしたい。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）現在、本市には開票区を設けている関係で、期日前投票が委員おっしゃるとおり、甑の住民の方が、本土地域での期日前投票を利用した投票というのはできない状況になっております。開票区を設けているのが、全国的に本市と倉敷市の2市だけが開票区を設けているということで、これは特別な事情があるということで開票区を設けているわけですが、開票区をなくして甑を一本化、本土地域に繰上げ投票をしてすれば、甑の住民の方々も本土地域で期日前投票ができるということになります。

ただ、期日前投票所で本土地域の期日前投票所を利用して、甑の住民の方が投票できるようにするためには、甑の投票箱を本土地域の本庁なりの投票所に置くことになるわけですが、そういった方々が何名程度いらっしゃるのか、私どもが選挙期間中に受ける要望としては、1件もない状況です。仮に、甑の投票箱を本土地域に1個置くとしても、その投票箱の管理する投票管理者とか、投票立会人のそういった経費的な部分もあります。

実際、長期的にこちらに出稼ぎとか、滞在でいらっしゃる方々については、住民基本台帳上は、実際、居所というのは通常生活しているところにありますので、甑地域から本土地域に住所を移していただければ、そういった問題は解決するかと思います。

今のところはあまりそういった要望等がありませんので、またその管理上の問題、そういったものがありますので、今のところは甑の方々、あるいは本土地域の方が甑に行って、期日前投票というのはできないということにしております。

また、その要望等が、ニーズが高まるようでし

たら、また考えていきたいと思います。

○委員（川添公貴）住んでいるところに住民票を置かなきゃいけないというのは、これはもうちゃんと決まっているんで、法律で。分かるんだけど、聞いていच्छゃらないということなんで、多分、私なんかの段階で見えないガラスの壁が、天井があると思うんで。実際、そういうところに身を置く我々としては、そういうあればなとかちゅう話も聞くんで、おっしゃるとおりなことは確かに、90%確かだろうと思うんだけど、今後、そういう形で取れば、オンラインでもできるわけなんで、何年かに1回しか選挙つたなかだけで検討してもらえればと思います。

1回1回投票しに船で帰って、投票して帰ってくるわけですから、そういうことを考えたら、ぜひお願いしておきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

△会計課の審査

○委員長（中島由美子）次は、会計課の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○会計課長（西元哲郎）それでは、まず歳出から御説明いたしますので、予算調書の223ページをお開きください。

上段の会計管理費について、前年度と同内容の予算計上となっております。

主なものは、金融機関口座振替等手数料、コンビニ収納取扱い手数料でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の76ページをお開きください。

歳入も前年度と同内容の予算計上となっております。

主なものは、国民健康保険事業特別会計からの繰入金でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

△公平委員会事務局・監査事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、公平委員会事務局及び監査事務局の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○公平委員会事務局長兼監査事務局長（茶園勝久）それでは、公平委員会事務局の歳出予算について説明申し上げますので、予算調書の256ページをお開きください。

公平委員会費でございますが、運営管理に要する経費として、前年度と同内容の事業費をお願いしております。

次に、監査事務局について説明申し上げますので、予算調書の257ページをお開きください。

監査委員費でございますが、監査活動に要する経費として、前年度と同内容の事務費をお願いしております。

なお、双方とも歳入はございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、公平委員会事務局及び監査事務局の審査を終わります。

△企画政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、企画政策課の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第39号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）予算調書により歳出から説明いたします。

予算調書は、108ページをお願いいたします。

まず、上段、企画開発費は3,177万6,000円の増額となっていますが、新たにまちづくりデザイン会議支援業務委託等の増額分があります。

ここで、総務文教委員会資料、4ページをお開きください。

1番、設置目的でございますが、第3次総合計画に向けて、自治基本条例第17条の市民との対話の場の設置を行うものでございます。

内容につきましては、まちづくりについての構成、構想や、本市の将来都市像の提言。

イでございます。第3次総合計画における政策等の提言。

（3）組織でございますが、5ページの上段に図1とあります。そちらのほうを御参照の上、説明してまいります。

5番、組織体制がありますが、全体会議として、委員60名を想定しております。

また、委員15名ずつの4分科会で構成するまちづくり、暮らし・安全、福祉・教育、産業振興の4分科会を設置する予定でございます。

4分科会には、座長、副座長を置くこととしています。

全体会議に、有識者による委員長、4分科会の座長による副委員長を置く予定です。

（4）のスケジュールですが、活動期間及びスケジュールですが、7月中に発足することとし、1回目を全体会議で実施、2回目以降、分科会の活動、2月に活動成果の報告として、広く市民向けの提言報告会を公開形式で行うことを予定しています。会議は、全7回程度を予定しております。

次に、予算調書の108ページに戻っていただき、下段、甕島地域振興費は、前年度と同じ内容の予算計上となっております。

次に、109ページ、上段、土地対策費でございます。前年度と同じ内容の予算計上となっております。

その下、下段、定住促進対策費事業は397万3,000円の増額となっており、広域連携協議会負担金を追加しているものです。

ここで、総務文教委員会資料の6ページ、2、地域雇用活性化推進事業について説明いたします。

（1）概要でございますが、若年人口の流出、人手不足が進んでいることから、厚生労働省委託事業でございます。地域雇用活性化推進事業を活用、阿久根市、さつま町との広域連携によるUIJターン者の移住促進を図るものでございます。

（2）の地域雇用活性化推進事業の概要ですが、もう御覧のとおりですが、大きく厚生労働省が雇用機会の不足、地域過疎化が進んでいる地域等の特性を生かした提案を採択の上、最大3か年支援する事業で、委託を受けられる事業でございます。

（3）事業開始までの主なスケジュールとして、4月に広域連携による地域雇用創造協議会を設立し、6月に提案書の提出、プレゼンテーションを経て、8月に内示が、採択内示がある予定です。その後、10月に厚生労働省との委託契約を締結後、協議会により事業が開始されることとなります。R4年度が半年、R5年度、R6年度は、1年間丸々事業ができることとなる予定です。

（4）令和4年度の予算額ですが、ここで、すいません、修正、訂正をお願いいたします。

広域連携による地域雇用創造協議会負担金448万6,000円に、事業開始準備に係る経費37万3,000円が含まれておりましたので、負担金の後ろにほかということを、「ほか」という文字を加筆願いたいと思います。申し訳ございませんでした。

負担金ほかで448万6,000円でございます。

す。地域雇用活性化推進事業の事業提案の案でございますけれども、A、事業所の魅力向上、事業拡大の取組、具体的には、人材確保事業セミナーやDX推進事業に係るセミナー、Bに人材育成の取組、情報発信スキル習得セミナーやICTスキル向上セミナー、Cに就職促進の取組、ここが移住促進の取組の主なところになるんですけれども、移住希望者マッチングコーディネート事業、仕事×ライフスタイルのUIJターン説明会などになります。

次に、予算調書の110ページに戻っていただきたいと思います。

上段、ゴールド集落活性化事業費が291万円の減額で、債務負担分の実績見込みによるものでございます。

下段、地域移住促進事業費は、前年度と同じ内容の計上となっております。

次に、111ページ、上段、一般管理事務費は1,416万2,000円の減額で、統計業務に係る職員の異動が主な要因でございます。

次に、同じく下段、基幹統計調査費は156万9,000円の減額で、前年度の経済センサス調査の指導員、調査員、日額会計年度任用職員の減額が主な要因でございます。

次に、112ページ、恐竜化石活用事業費は3,346万5,000円の増額で、主に工事請負費の増額となっております。

ここで、総務文教委員会資料の7ページをお開きください。

(仮称) 甌ミュージアム恐竜化石博物館整備事業について説明いたします。

事業の概要につきましては、これまでの議会においても御説明しておりますが、鹿島市民サービスセンターを、甌島の化石や地層を主とした全天候型の自然史系博物館として整備予定でございます。これまでに基本構想、基本設計、実施設計を行い、令和3年度から工事に着手したところでございます。

令和4年度の主な事業でございますが、調査研究普及啓発事業、化石展事業の委託に、甌ミュージアム恐竜化石博物館改修工事として、令和4年度、1階部分を工事に入る予定でございます。それに伴い、サービスセンターは2階へ移動することになります。

事業的には、令和7年度全館オープンに向けてまして年度で事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、歳入について説明いたしますので、予算調書、24ページにお戻りください。

1行目、国有提供施設等所在町村助成交付金、いわゆる基地交付金でございますが、115万7,000円の減額となっております。

次に、2行目、総務費補助金は、2億1,040万4,000円の増額で、そのうち電源立地地域対策交付金は、国から直接交付される長期発展対策交付金であり、算定式の一つである発電電力の増加によるもので、また、25ページ、1行目の離島活性化交付金は、令和3年4月1日付の組織見直しによる所管替えが主な要因でございます。

3行目、地方創生推進交付金は、総合戦略に位置づけた事業に対する交付金でございます。

次に、上から5行目、総務費補助金は1億8,975万8,000円の増額で、移出電力量に基づき、県に交付され、本市に配分される電源立地地域対策補助金の移出県相当部分の増額及び特定有人国境離島振興対策事業交付金は、同じく、組織見直しによる所管替えが主な要因でございます。

次に、26ページ、1行目、総務費委託金は124万6,000円の減額で、経済センサス活動調査事務委託金の減額が主な要因でございます。

次に、その下の利子及び配当金は、地域活性化基金と奨学金返還支援基金の運用利子収入であります。

さらに、その下、地域活性化基金繰入金は、総合戦略事業の財源とするため、繰り入れるものでございます。

次に、27ページになります。上から8行目、奨学金返還支援基金繰入金は、奨学金返還支援補助金の財源として繰り入れるものでございます。

その下、雑入は2,283万4,000円の減額で、地区振興事業助成金の減額が主な要因でございます。

続きまして、予算書をお願いいたします。

予算書の15ページになります。第3表、債務負担行為でございますが、上から4番目、事項、定住促進補助は、補助交付額の半額を翌年度から

5年間にわたって交付するため、令和4年度補助決定部分について限度額を設定するものでございます。

次の16ページになります。最後の欄ですが、事項、薩摩川内市土地開発公社事業資金融資元利金債務保証は、土地開発公社の一般国道3号、阿久根一川内道路の先行取得事業のほか、久見崎及び高城地域の土地開発事業の長期借入れに対し、債務保証をするものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）今、説明いただきましたが、多分、市長の目玉事業になるんだと思いますけど、まちづくりデザイン会議、これに1,750万円予算が計上されていますが、先ほど、会の中身は、大体、説明で分かりましたけれども、予算の使い道というのは、どういうところに使われるのかをちょっと確認したいと思います。

○企画政策課長（下門隆嗣）まちづくりデザイン会議につきましては、先ほども御説明いたしました、会議の全体会や4分科会の運営、コーディネート、有識者等の委員への旅費、謝金、また、最終報告会はちょっと大規模なものを想定しておりまして、その運営及び最終報告書の作成などの業務委託でございます。

○委員（山元 剛）ちょっと屋久委員と一緒になんですけど、ほぼほぼ。デザイン会議の、会議で予算が結構ついていますね。あんまりピンとこないですよ。これ丸投げ、丸投げと言ったんですけど、委託、委託費に、どこかコンサルタント入るわけですね、コンサルが入ってのこの金額ということですか。月にどのくらい活動、この1年間で。

○企画政策課長（下門隆嗣）分科会につきましては、4分科会を全部で5回、全体会を2回開催する予定としておりまして、各分科会につきましては、ファシリテーターが入りますので、専門家の人を入れて、その中立的な立場で議論を、意見を開陳させていただく目的としておりまして、そういった経費も含めたものになっております。

○委員（山元 剛）でも、高いですよ。コンサルがどのくらいもうけるか分からないですけど。ソフト的なもんなんで目に見えないんでね、あれなんですけど。デザイン会議の何かちょっと、も

しあれだったら、部長、何か分かりやすかったら教えてください。

○企画政策部長（古川英利）大きく柱が三つありまして、まず会議の運営、さきにファシリテーションと言いました。それと、それから報告会の運営、これはシンポジウムみたいなものです。皆さん、この委員の皆さんだけではなくて広く市民の方々、関係団体の方にも寄っていただいて、大規模にやりたいと考えています。

それから三つ目が提言書の報告ということなんですけど、いずれにいたしましても、今までいろんなところで市長のデザイントークとかやっている意見を、この分科会と座長の会議に出しまして、一つの意見にまとめて、一つの意見というか、いろんな意見があると思います。それをまとめていきたいということで、その各分科会の進行をコンサルにお願いしたいと思っています。座長さんはいらっしゃるんですけども、Aさん、Bさん、Cさんと意見があったとき、だんだんまとめていく作業を外部委託したいと思っています。また、そのプロセスを記録していったって、最初の方の意見がだんだんどう変わってきたかというのも後で皆さんに見ていただけるようにしたいと思っております。それらを基に、基本計画、基本構想ということで、議会で説明させていただくときの材料になったりとかいうようなことで目で見えるように記録、それから、ちゃんと説明の資料としてまとめたいて考えています。そういうのを含めての金額になります。

○委員（山中真由美）ちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思ったんですけど。

各四つの分科会、有識者の方々にコンサルをお願いするということだったんですけど、各分科会、四つの分科会に対して、専門のファシリテーターを委託するという形ですか。それとも四つの分科会まとめて委託先を一つということですか。そこら辺を教えてください。

○企画政策課長（下門隆嗣）作業については、分科会別々なんですけれども、委託は同じ委託として一本で行いたいと考えております。

○委員（山中真由美）一つ、委託先は1ということですか。ありがとうございます。

○委員（山元 剛）いや、別にいじめているわけじゃないんですけど。後は、もう費用対効果で

また皆さんが判断することなんでしょうけど、3,400万円ですね。

〔「1,700万円」と呼ぶ者あり〕

○委員（山元 剛）1,700万円ね。あとはそれで、また皆さんのあれでどういう結果をね、市民に分かりやすいように発信できるように努めてもらって、その1,700万円の価値があるなと思われるような会議になるようにお願いします。

○委員（森永靖子）委員については市民公募ですか。

○企画政策課長（下門隆嗣）説明が漏れておりました。委員につきましては、関係機関や関係団体からの推薦と公募と両方を想定しております。組み合わせで。

○委員（森永靖子）もうちょっと。

○委員長（中島由美子）いいですか。

○企画政策課長（下門隆嗣）公募もありますし、関係機関、学生だったら学校からの推薦も…。

○委員（川添公貴）答弁をするときに、そうやってばくつと言ったって、みんな納得していないわけだから。1,700万円の内訳は、分科会で幾ら要るのか。そのファシリ何とかかんとかというのに幾ら要るのか。今の公募の分科会の人数についても、公募が何人、有識者が何人、それはきちっと説明せんにや。

○委員長（中島由美子）じゃあ、具体的によりしくお願いします。

○企画政策課長（下門隆嗣）すいません。まず分科会の構成から御説明します。

まちづくり分科会ですが、関係団体5名。想定しているのは、川内青年会議所とか各種団体を想定しておりまして、公募が5名、また学生、若い若年層を5名、これは想定です。

暮らし・安全につきましても、同じく、関係団体5名、公募5名、若年層5名。

費用につきましては、グループ長のほうから説明させます。

○政策グループ長（早瀬孝一）すいません、見積もりの件ですがけれども、5回開催のファシリテーター6名以上ということで、その部分の一式としての見積もりを取っております。

費用としては、1,000万円。あと、提言書の作成の部分が300万円、協議の打合せの部分が100万円というような形になっています。

○委員（川添公貴）ファシリテーターの1,000万円は、どういうすばらしい人材が来られるんですかね。

それと、提言書の取りまとめは、その都度、ファシリテーターがされるのかどうか。秘書官がついてやるのか。6人のファシリテーターの方が全部ばらばらの会社なのかどうか。専門、専門があると思いますよ。お答えいただけませんか。

○企画政策課長（下門隆嗣）ファシリテーターにつきましては、一つの業務委託の会社に委託する予定で、そちらのほうからのファシリテーター契約をしている方を想定しております。これまでもまちづくりワークショップとかいろいろやっておりますけれども、それに準じた形でのファシリテーターが来てくださるものと思っております。

あと、このファシリテーターにつきましては、一つの会社に委託することになると思うんですけど、委託につきましては、プロポーザルと指名競争と両方の想定をしているんですけど、一応、プロポーザルを予定しておりまして、そういう中身についても十分審査した上で、業者選定には努めてまいりたいと思っておりますし、同じ形での仕様書作成にも努めてまいりたいと考えております。

○委員（川添公貴）今は、もう重要なところで。これからも10年間の計画を組まないかんわけですよ。そしたらですよ、優秀な方、精通した方。例えば、市民安全と消防に関することと、農業水産に、例えば、関することと、同じ会社の人でそういう一括した、そういう業務ができるようなところはあるんですかね。例えば、あったら教えて。私も農業で詳しいところは農業に詳しい、消防は消防、保健福祉は保健福祉ですよ。厚生労働省と経済産業省と内閣と一緒に全部、同じ会社でやるちゅうようなもんなんで、ちょっと教えてもらえませんか。どういう会社なのか。

○企画政策部長（古川英利）基本的には、我々は、先ほど説明しましたファシリテーションも含めた取りまとめを公募します。あるシンクタンクというか、会社がこういうメンバーで、こういう取りまとめの仕方をしますと、各社提案をしていただきます。ですので、今現在でどういう人

たちが来るかというのではないんですが、先ほどから御質問であるように、ファシリテーターというのは各専門分野の方々かという、一般的にはそうでない場合が多いです。出た意見をどうまとめていくかという技術を持った、ファシリテーションという技術を持った方がいらっしゃいます。それが、そのシンクタンクの社員の場合もありますし、フリーでそういうことをやっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう応援をもらう場合もあるかと思います。そこら辺の想定が、我々はまだ今から公募させていただくので、その中で審査して一番適切な場合を採択、採用するという考え方で今、いるところです。

先ほど委員言われたとおり、農業分野やったらその専門じゃないといけないのかと言われると、いや、そうではなくて、出た意見をうまく一つにまとめたり、あるいは二つに分けて整理したりとか、より議論がしやすく、いろんな方の意見をどんどん吸い出すような技術を持った方を我々としてはお願いしたいと思っております。

○委員（川添公貴） いや、何でしつこく聞くかという、これをベースにして、総合基本計画を組み立てていかないけんわけですから、入り口の入り口なんで。さっき専門分野が必要かどうかということはもう関係ないと。ただ、話の取りまとめができる人がおればいいということですよね、今おっしゃったのは。その中に、じゃあ、行政マンの皆さん方がどのように関与していかれるのか。

○企画政策部長（古川英利） 極端に言うと、専門家じゃなくていいとかそういうことじゃなくて、取りまとめをする役の方がいらっしゃる中で、行政としては、担当課が遠目に入っていたり、用語の解説をしたり、それから市の若手職員も入って、その取りまとめ方の勉強もかねてやっていきたいと思っています。いずれにしても、そこで出されたアイデアとか意見とかそういうのをまとめるプロセスは、議会でも基本構想とか基本計画の説明をしたりする場合でも必要なことだと思っておりますので、行政の職員も議論には参加しませんが、ちょっと遠目にはちゃんと配置して、一緒にやっていきたいと考えております。

○委員（川添公貴） 現段階では、のれんに腕押しやし、ぬかにくぎでしようから、行政職員の方々を入れて勉強させると今、おっしゃったです

よね。勉強させると。ある程度ノウハウを持って、こういう意見の取りまとめの仕方があるんだよという、これ経験があるわけですから、そういう形を取っていくべきだろうと思いますね。ただ、貴重な公務時間を取りまとめの中において、聞くだけというのは勉強になるかもしれませんが、やはりこれからの薩摩川内市をつくっていく若い方々ですから、やはり、企画立案しながらどうやって取りまとめていくかというのは、身を持ってやらないと難しいかと思いますけど、それでうまくいくということでおっしゃるんだったらそれで仕方ないと思いますが、今のところ、これで。

それから、別件でちょっとお聞きしたいと思うんですけど、甕ミュージアムについて、巨大な恐竜の骨が出たもんですから、こうやって甕を盛り上げていこうというのは、十分、理解するんですが、これの完成の暁の来場者数をどれぐらい見込んでいるのか。それから、観光に対するこのミュージアムの経済的効果をどれぐらい見込んでいらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○企画政策課長（下門隆嗣） 基本構想の中で、検討委員会の中で行政側として、この設置、完成した暁には、約1万人を目標として設定いたしました。

○委員（川添公貴） それは1年間ね。

○企画政策課長（下門隆嗣） 1年間で1万人。ちょっと高い目標かもしれませんが、これまでやってきた実績的には、今現在で約6,000名でございます。注目を浴びてきつつあり、来館者も増えてくることを予想して1万人という高い目標を設定させていただきました。経済効果につきましては、島外からのツアーとかいろんな観光ツーリズムとかありますので、数値的には持ち合わせていませんけども、所管部署も含めて、このミュージアムのほうに立ち寄っていただく方策を考えてまいりたいと思います。

○委員（川添公貴） こういう多額の事業組むときは、やはり最終目的は、学術的に物を残したいのか、それともこれを起爆剤として経済活動の資源とするのか、大きく二つだろうと思うんです。そしたら、1億4,000万円等々、もっと今までのお金入れるともう2億、3億かかっているわけなんで、やっぱりどれぐらいの経済効果があるかということは、しっかりと把握しなきゃいけな

と思うんです。1万人とおっしゃったでしょ。船賃が往復幾ら、宿泊代が幾ら、ざっと計算をして、買い物を2,000円したとき宿泊が1万8,000円で、1万8,000円掛ける1万人ですよね、1億8,000万円という経済効果、計算できるんです。だから、持ち合わせていないというのは、この計画を立てるときはやっぱり組むべきだろうと思います。何でしつこく言うかと言うと、夕張市を御存知ですよね。あそこにアンモナイトの博物館があったのを御存じですか。恐竜博物館、公園が。これぐらいのアンモナイトがあったんですよ。ずらーとあって、でかいやつがいっぱいあって、恐竜があって、破綻しましたよね、夕張市は。それでそういう、見に行ったんですけど、破綻しました。だからそうならないように、きちっと長期的な中期的な形でやるには経済効果とそういうのを見据えてこういう計画を組んでいかれたんだろうと思ったんでお聞きしたところです。

○企画政策課長（下門隆嗣）川添委員がおっしゃれたとおり、そういった経済効果、対策、十分見極めて、これから建設完成に向けてアピールしてまいりたいと思います。先ほど博物館というお話もございましたけど、博物館という名称を残しつつ、このミュージアム、仮称ですけれども、進めてまいりますので、今後、条例を上げる時期が参りましたら、またそういった経済対策ほか全てを積算しつつ、審議していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員（屋久弘文）まちづくりデザイン会議で火がついてしまいましたが、もう1点別件です。当初予算のポイントの中の総合戦略の中に通常四つですけど、SDGｓチャレンジというのが記載をされていまして、SDGｓ自体は総合戦略というよりは総合計画全部に係るのかなと個人的には思っているんですが、その中で、新年度に様々な事業が予算化をされているようですが、六つある中で三つはもう見た感じで大体わかったんですけど、分かりづらかった3点について具体的に教えてもらいたいと思います。プラットフォーム運営支援事業500万円予算、ワークショップ開催支援事業280万円、フードロスに関する事業支援240万円、それぞれ業務委託ということで経費計上がされておりますけれども、もう少し中身を

具体的に、今のまちづくりデザイン会議じゃないですけど、イメージできるぐらいでいいですので、具体的に説明をいただければと思います。

○企画政策課長（下門隆嗣）三つの事業についてお答えいたします。官民連携プラットフォーム事業につきましては、本市のSDGｓを進めるために行政だけでなく事業者等あらゆるステークホルダー、関係者、利害関係者をつなぐプラットフォーム、すなわち官と民の関係者をつなぐ場を構築することがまず大事だと考えております。具体的な事業の企画立案をそこで行い、SDGｓ人材を育成するための、プラットフォームにつきましては、協議会的な要素、事業者関係者を巻き込んだ行政、事業者、関係者、市民も入るんですけども、そういったものを巻き込んだ協議会的なもの、そこが主となって、SDGｓの人材を育成する、SDGｓチャレンジスクール的なイメージの事業を行うことが開校運営の費用という形で想定しております。

ワークショップにつきましては、SDGｓに係る市民を対象にしたワークショップは、これまでもいろいろやってきておりますけども、さらにSDGｓ普及に向けたワークショップ、市民が入って作業をしたり、SDGｓを学んだり、カードゲームによる子どもへの普及とか、いろんなのがありますけども、そういったことを4回程度開催するための投資、企画運営の経費でございます。

フードロスにつきましては、SDGｓの2番に飢餓をゼロにというのがございますが、また、12番に作る責任とか、使う責任などで問題になっております。そこを行政で何とか後押しできないかなということで、フードロスを推進する運動、もったいない運動といいますが、そういったものは、最近コンビニとか小売業者でも普及されております。そういった中での企画運営、例えば飲食店、小売店などへの協力要請、普及啓発、具体的には啓発用ポスターとかチラシ、賛同事業者向けにのぼり旗を作成したり、そういった事業をコーディネートしていただく経費を想定しております。

○委員（屋久弘文）まだもやもやしていますけど、大体はイメージはわかりました。さっき言いましたが、総合計画にも必ず関わってくるのがSDGｓだと思っているので、これだけの予算をかけてやろうとしているわけで、ぜひ、実のなるも

のになるように、要望させてもらいたいと思います。

○委員（山中真由美） 済いません。屋久委員の先ほどの質問のあと残りの二つのほうでちょっとお聞きしたいんですけども、SDGsの職員研修事業に関することなんですけど、どういった職員研修をされるのかというのが一点と、SDGsロゴマーク作成事業に関することなんですけど、市全体的な市独自の薩摩川内市版のSDGsロゴマークを作成する、どういうところに、どういったものを使ってどういったものを作成するのかというのを分かるようであれば教えてください。

○企画政策課長（下門隆嗣） 職員向けのワークショップにつきましては、まさに職員自らがSDGs、17の開発目標ということに注目しながら身を持って市民に知らしめることができないといけないと考えておりますので、そういったSDGsの官庁とか、内閣府とか、いろんなところからお招きして、またはワークショップを開催したりして、そういった職員に、市民に知らしめることができるような認識を得てもらうための研修でございます。

あと、SDGsロゴにつきましては、SDGsに関するロゴマークというのは、民間企業もいろいろ自分のオリジナリティーをもって作成されているんですけども、薩摩川内市でも何とかこのロゴマークにより、それをメインといいますか、錦の旗じゃないんですけど、表に立てて、そのマークをもって説明できるようなデザインを考えています。デザインと作成業務、また、ポスター作りとか、前、薩摩川内スピリッツもあったんですけども、色の配色、17の目標をちりばめたところを想定しています。

○委員（山中真由美） 理解いたしました。ロゴマークに関してなんですけど、数年前も何か市独自のバッジを作っていたように思います。たしかあったような気がするんですけど、でも何か合間どこに行くかよくわからなくなっているような状態で、このロゴマークはせっかく予算をつけて作成するのであれば、市民、皆様に使っていただけるようなロゴマークを作成されたいなと思います。意見でした。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局から説明をお願いします。

○企画政策課長（下門隆嗣） 総務文教委員会資料の8ページをお開きください。

1番、SDGsイノベーショントライアルサポート事業についてですが、事業の目的としましては、先ほどからSDGs、いろいろ取り上げさせていただいておりますけども、IoT、AIといったデジタル技術を活用して、SDGsの社会実現、カーボンニュートラルの達成など、本市域においてこういったところをフィールドとした実証実験を公募するという、また、地域における新規産業の創出、産業の集積、本市のブランド力アピール向上を目指しております。

具体的な狙い・効果ですがSDGs・カーボンニュートラルに資する具体的な取組の展開が広がるような、この実証事業によって広がるような取組にしていきたいと思っております。実証実験は、その民間事業者等が全国から随時公募することとして、当該民間事業者等を支援することにより、本市との縁をつくること、本市に対する愛着を持っていただき、本市の取組、企業版ふるさと納税などの活用、また、民間事業者等の増加を図ることを狙い・効果としております。

基本的な事業スキームは御覧のとおりでございます。

先ほど市の支援内容につきましてですが、市からの補助的ものは予定はしておりませんけれども、実証実験に係る地域や関係団体等の調整とか、国県へのつなぎとか、そういったアシストを考えております。

また、市の実証実験の広報とPRにより、薩摩川内市のPR効果にもつながると考えております。予算はゼロ予算事業でございます。

次に、9ページにあります2番薩摩川内市みらいアドバイザー事業について説明いたします。昨年度に引き続き行っている事業でございます。今年度は川内商工高等学校と川内高等学校の2校に

委嘱状を交付したところでございます。政策的な発表会の日程ですが、川内商工高等学校につきましては、先週の3月11日金曜日に終了しております。発表テーマは3グループで定住促進、魅力あるまちづくり、川内川まちづくり。川内高等学校につきましては、今週末3月18日金曜日を予定しております。8グループにより、男女共同参画、人口、子育て関係の提言を発表いただくこととしており、その際には、市役所のほうから担当課と企画政策課のほうも出向いております。

次の3番、第1期広聴・新ビジョン調査プロジェクトチームについては、リーダーである樋口課長代理のほうから後もって説明いたします。

次に、委員会資料の11ページの中段、4番、原子力政策調査部会の活動状況でございますが、
(1)経過でございます。

令和3年10月に調査部会を設置した後、3回の調査部会を開催しております。検討状況といたしましては、第1回開催後、関係者からエネルギー基本計画や川内原子力発電所の現状と特別点検の説明を意見交換を行ったこと、また、説明いただいた関係者につきましては、川内原子力発電所総合事務所、九州経済産業局、資源エネルギー庁の3者でございます。今後につきましては、川内原子力発電所視察等を行う予定としております。

資料はございませんが、ここで口頭報告をさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○委員長（中島由美子）よろしいです。お願いします。

○企画政策課長（下門隆嗣）陸上自衛隊川内駐屯地の報告でございます。昨年8月22日に新聞報道された川内に電子戦部隊をとの記事を受けて、これまでの事実関係について情報収集を行ってまいりましたが、九州防衛局からの情報によりますと、陸上自衛隊川内駐屯地内に西部方面総監部、熊本健軍なんですけども、そこがございます第301、電子戦中隊を改変し、その一部部隊を川内駐屯地に移設配備する予定であるとのことでございました。一部部隊につきましては、配備人数は約30人、総隊員数もそれ相応に増える予定ということでございます。時期につきましては、4年度末まではとのことでございますが、現在国会で予算審議中であるため、あくまで予定であるということでございます。

○企画政策課長代理（樋口武士）企画政策部の委員会資料の9ページをお開きください。第1期広聴・新ビジョン調査プロジェクトチームの活動状況について報告させていただきます。

設置目的、所掌事務は記載のとおりでございます。10ページをお願いいたします。

令和2年12月に設置され、第1期メンバーとして、12名で約1年4か月間活動してまいりました。

(4)活動状況ですが、市長が直接市民及び各種団体から意見を聞く場として、令和デザイントークを計6回開催してまいりました。メンバーも会の企画、運営、広報紙への掲載等に携わってまいり、次に11ページになりますが、職員研修を4回ほど行い、本市の各種政策を勉強して、メンバーの資質向上を図ってきたところでございます。

(5)今後のスケジュールですが、本委員会での報告後、活動報告書を取りまとめ、政策会議への報告後、市長に提出する予定です。

また、令和4年度からは第2期メンバーを14名選定後、先ほど説明のありましたまちづくりデザイン会議に参加し、市民の意見を聞いていくということで参加していきたいと考えているところでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これらを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）予定していなかったんですが、今、所管事務の中でSDGsのイノベーショントライアルサポート事業というの、ゼロ予算だという説明があって、いいんですが、これはどこかの事業者が薩摩川内市にそういった希望を出したときに、薩摩川内市がこれでいうモニターの募集であったり、フィールドの提供であったり、行政データの提供をしてやりますよということで、そういう関わりは市はするけれども、事業主体としては市じゃないんですよという理解でいいんですか。具体的にそういう話が来ているのかなというのもお聞きしたい。

○企画政策課長（下門隆嗣）屋久委員のおっしゃられるとおり、実施要領というところをつくりまして、その実施要領に基づいて公募してまいります。その実施要領の中にももちろん申込み等のいろいろな要件がございまして、それを薩摩川内

市内でのフィールド実証ということで進めていただき、応募をいただいて、薩摩川内市のほうから選定といったらあれですけど、要件が双方合致したら決定をします。それで、幾つかあるのかということなんですけども、事業者で数件ほど問い合わせはあるんですけど、これがこのすぐトライアル事業に結び付くかどうかはまだ未定でございます。

○委員（森永靖子） 令和デザイントークの六つの分科会のいろんな出た意見については、私たちはどこで分かるんですか。

○企画政策課長代理（樋口武士） 令和デザイントークにつきましては、今まで6回開催しております。この参加団体の方々から出た意見というのは、その都度広報紙のほうにこのようにしてやりました、出た意見はこういう形でしたというような形で毎回広報紙にも掲載しております。また、今回、活動報告書の中にもこの令和デザイントークのところでの取りまとめというのも行います。その活動報告書については、市長に提出後、ホームページ等で公表していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（森永靖子） ここで言うなって言わないでください。総務部も企画も部長がいらっしゃるので、ちょっとお願いなんですけど、今回も委員公募もいろいろすると言われましたけども、男女共同参画が進んだ頃にいろんな委員会、審議会に男性が多い中で、女性を入れてくださいということで、たくさん女性が入っております。その中で、2年間の任期期間ですよということで、2年間終わって、その続きを会長のほうに次どうしましょうかっていう連絡もなしに、今までやってくれた人にどうしますかっていうのと言って、まだやりたいということでその人がやっているみたいで、会長のほうとしては、いつどこで交代があったのか、どの委員会、審議会に誰が行っているのかというのが全くわからなくなりました。それで、せっかく部長が二人いらっしゃるので、あと二人の部長もでしょうけども、一旦2年の任期が終わった後は、いろんな審議会、大事な審議会に前議員たちから、「森永議員は、女性を入れてくださいというけども、来て座って黙って、始まって終わって帰るばかりでは、何にもならん」ということを言われたことがあったんですけど、やはり何回も

重ねるうちには、大事ないろんな意見も言えるようになるのでということで、今に続いているんですけども、2年間委員会の審議が終わったら、一旦会長に返してもらって、そして次をどうするかというのをしてもらいたいというふうに、部長会議なりなんなりでそのことを言っていただきたいと思います。二人部長がせっかくいらっしゃるので、私今までどこに言っているのか分からなかったんですが、よろしいでしょうか。お願いしたいと思います。

○企画政策部長（古川英利） 部長間で共有はしたいと思います。ただ、基本的にいいますと、森永委員おっしゃるとおり、任期が終わったら、通常はその推薦団体に対して人選のお願い文書を出しますので、代表に対しまして。そうじゃない事例があるということです、また後ほど確認をさせていただきます。

○委員（森永靖子） ぜひお願いします。全部がすいません、ほとんどがそのままいる委員にそのままですね、はい。ということでなっているみたいなので、それでは、次をまた2年間、4年間勉強したら次の人に委員をお願いしたいと思ってるときにその人がすると言ってしまうと、もう交代ができませんので、いろんな人たちにやってもらう関係でその辺のところをお願いしたいと思います。

○委員（川添公貴） まず一点、みらいアドバイザー事業について、これが当初から説明いただいたときに、どうしてもちょっと腑に落ちないというか、分からないのが、川内商工高等学校が7名で、川内高校が全員、この差は何だろうかってずっと悩んでいるんですけど、議事録に残るといけませんからそれ以上言いませんけど、その差、何なのというを教えてくださいませんか。

それから、うちはれいめい高校もあるんで、何で、れいめい高校が入っていないの。広くって書いてありますよね。そこを教えてくださいませんか。まず一点。

○企画政策課長（下門隆嗣） 川内商工高等学校が今年度から委嘱をさせていただきました。川内商工高等学校は、それぞれの各学年授業で地域探究という川内高校も総合探究と言っているんですけども、地域探究という授業の時間割の単元がございまして、それに各科取り組んでございます。

今回、私どもの薩摩川内市のテーマを拾っていたいたといたしますか、取り上げてくださったのが商業科のマーケティングを専攻している7名が取り上げていただいたと。それで、機械科も地域探究でいろんなことをされてまちづくりに貢献されております。電気科とかも貢献しておりますので、川内商工が薩摩川内市のみらいアドバイザー、まちづくりに7名がマーケティングが採用してくださったということでございます。

○企画政策部長（古川英利） 今の御質問に答えますと、まず、川内商工も川内高校も学校にそこら辺は全部お任せしております。メンバー構成、それと、私どもとしては、川薩清修館、れいめい、先生方集まってもらって、来年度どういことをされますか、我々はこういう提言をいただきたい、あるいはお知恵をいただきたいんですがという投げかけをして、手を挙げたところが川内商工と川内高校だったということでございます。れいめい高校につきましては、別のことで中学校、高校、一緒になった、また提言いただく機会も今設けて、並行してやらせていただいています。川薩清修館はちょっと学校の事情等があつて、なかなかタイミングが合わないんですが、意見交換は続けさせていただいている状況であります。

○委員（川添公貴） 了解。次に、原子力政策調査部会の活動状況について、検証状況の中で、意見交換を行ったって書いてあるんですが、説明の部分は大抵頭にぴんと来るんでいいんだけど、どういう意見を出されて、どういう意見交換が進められたか、具体例を教えてください。

○企画政策部長（古川英利） まだ、座学的なところがあるんですが、私どもは、エネルギー政策の基本計画について、資料等では目を通してんですけど、素朴にこういうことはどういことでしょうかとかいうような質問を出させていただいて、先方がそれに答えていただいたことに対して、例えば市民はどういうふうに感じていらっしゃるのかねとか、いろんな不安の部分があったり、例えば、エネルギー基本計画の22%の達成の見込みについて、どのように考えているかというような意見交換をさせていただいたところでございます。

○委員（川添公貴） エネルギー基本計画の中で、2030年で22%維持するというのは載ってい

るんで、それに対して、達成することができるんですかとかというのを交換をしたということ。それとも、だから、議事録開示までは行かないんだけど、こういう説明を受けて、そこは大体分かるんですけど、どういう聞き方をしたのかですよ。というのは、エネルギー基本計画の中の再生可能エネルギーのところについては、あの図面を思い出していただくと、日本地図の中にあつて、電力が全て東京に集中するような図になっている。電力、再生可能エネルギー、その後の計画が出てきたやつが海中ケーブルを使って電気を関西、関東に持ってくる計画になっている。そういうところをきちっと議論をされたのかなということです。やはりエネルギー基本計画の総体的なことを見ていくときに、何を目的としてそういう計画を組んだのかというのを根本的にやっぱり見なきゃいけないんで、要は今度また電気エネルギーに関して、規制がまた変わってきて、九州、北海道、東北がつくった電力、また送れるように、また制度設計の変更になっているわけである。だから、そのようなことの中で、この意見交換であつたので、どういうことを聞いて、どういうことの答弁があつたのかという、我々もやっぱり知っておかないと、非常に参考になる話なんで、そこら辺の今後議事録とまではいかないんだけど、箇条書きで紹介してもらえようなことを考えられないかどうか教えてください。

○企画政策部長（古川英利） この部会の活動状況については、次の議会も含めて定期的にちゃんと報告したいと思います。次回以降については、そこら辺のやり取りの概要をどうお伝えするかというのは少しまた検討させていただきたいと思います。ちゃんとお届けしたいと思います。

○委員（川添公貴） なるべくそうあつた方がいいと思う。何でもかというのと、ここに次世代エネルギー議連があつて、原発の特別委員会もある、そういうことで、自然エネルギー、再生可能エネルギーについても理解があるわけなんで、それをどうミックスしていくというのは我々議員も考えていかなければいけない。だから、当局はこうですよって突っ走っていただいて、こっちはこうですよって突っ走っていきや話にならないんで、おっしゃるように、出せる範囲内であれば、共有していただければと思います。

○委員（徳永武次）一点だけ、今後のスケジュールでちょっと公開ができるのか、公開ができないのか教えてください。このまちづくりデザイン会議で、委員選定が5月までですよ。それから、発足が7月ですよ。そうするとその間に委員のメンバーというのは、委員会とかそういうのにメンバー公表はできるんですか、公表できないんですか。それだけ確認させてください。

○企画政策課長（下門隆嗣）4月以降、公募とかいろんな推薦とかの作業を進めて、その進捗状況によっては委員会等で公表できるかと思います。

○委員（徳永武次）これだけの規模のものをやるわけですが、企画政策課が窓口になっていますよね。企画政策課に置くと書いてありますよね。それと、筆頭になる部長とか課長は別として、本当にこれだけのものをつくり上げるのは担当の職員というのは何人おいやつとですか。

○企画政策課長（下門隆嗣）政策グループを中心に考えておりまして、政策グループメンバーはほかの業務も抱えておりますけども、7名で今やっておりますので、同じく7名で、7名中4名は各分科会に張りつくことになると思います。

○委員（徳永武次）非常に大きな課題ですね。これ。だから、7名と今言われましたですけど、実際調整は課長やいろんな方でされると思うんですけど、実際重いものですから、担当としては非常に大変だと思うんですよ。だから、しっかりとしたものをスケジュールどおりに行くか行かないか分かりませんが、60名の委員を見つけるわけでしょう。これでさえ大変ですよ。だから、きちっとしたものをつくるためにはやっぱりトップが必要だと思いますので、その辺の調整をしてください。お願いしておきます。

○委員（坂口健太）SDGsイノベーショントライアルサポート事業についてお伺いしたいと思っております。これゼロ予算事業ということでよろしいかと思うんですけども、事業スキームを拝見していて、これまでも民間事業者から各種実証実験を行いたいというような問い合わせはあったと思うんですよ。あくまでこれは実証実験のフィールドを希望されて、事務局として役所が受けるわけですよ。今までと何が違うのか、特に補助をするわけでもないということになれば、今ま

でと何が違うのかというのをちょっと説明いただければ、助かるんですけど。

○企画政策部長（古川英利）今までは、待ちの姿勢で、先方から具体的に相談があって、それを受けたりしておりました。ただ、庁内的にも横の連携で全庁的にやるというアピールも事前調整もなくて、そのときに、結局市役所内で調整してできなかったという事例も複数回ありましたので、今回、普通に制度化しまして、ちゃんとアピールして、まちの実証をどんどんしていただこうということで考えております。

○委員（坂口健太）今までより一歩前のめりになって、取り組んでいかれるということはすばらしいと思うんですけども、もう一歩前のめりになられて、こちらから民間事業者に対して、それぞれ先端技術を活用した実証実験を行えませんか、例えば、自動運転を過疎地域で行うとか、そういった実証実験についても調査されて、本市が抱える課題にこういった先端技術を活用できないか、ぜひ検討されてみてください。意見として申し上げておきます。

○委員（山元 剛）この委員会で企画政策課がたたかれまくっているイメージがあるんで、今回、全てがSDGsの名のもとに、予算づけ、まちづくりも含めて、簡単に言えば業務委託ということで、形にお金を払ってこういうものができたというものじゃなくて、目に見えないソフト的なものなんで、なかなか特に我々みたいなおじさん達にはそう引かかるんでしょ、多分。お金かけて形に見えないから、ただ、今回こうやって企画政策課が、ない事業を新たにつくっていくということで、先行投資で未来に向けてやっている事業なんで、なかなか難しいと思うんですけども、ここは、ぜひそれだけの費用対効果として、形として、ぜひ頑張ってください。市長の肝煎りのSDGs、総合計画に向けて、ここは先頭になって頑張っていて、我々も応援してまいりますので、頑張ってください。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。以上で、企画政策課の審査を終わります。

△閉 会

○委員長（中島由美子）では、本日の委員会
はこれで閉会したいと思います、御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めま
す。よって、本日の委員会はこれで閉会いたしま
す。

次の委員会はあさって、１６日水曜日です。午
前１０時から第３委員会室で開会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 中 島 由 美 子